

横浜市立大学論叢

第49巻 社会科学系列 第1号

Uncovering the Ambiguous :

Sarashina nikki as political discourse

Kelli ROBINSON …… 1

不完備金融証券市場における競争均衡の存在について

張 家 樂 …… 23

ユダヤ人東方移送政策とウッチ・ゲッター問題

— いわゆるヒトラー「絶滅命令」の力学構造 —

永 岑 三千輝 …… 51

預金取引における民法四七八条をめぐる問題

大 澤 正 俊 ……101

横浜市立大学学術研究会編

ユダヤ人東方移送政策と ウッチ・ゲッター問題

— いわゆるヒトラー「絶滅命令」の力学構造 —

永 岑 三千輝

目 次

はじめに

1. アインザッツグループとソ連占領地の治安状態
— 抵抗・非統合状態と鎮圧ラディカル化の力学 —
2. ユダヤ人の東方移送 — 「フューラーの希望」 —
3. ウッチ・ゲッターの実態 — 1941年9月ヴェンツキ報告の段階 —

おわりに

- ヒムラー、ハイドリヒの強行突破策
— ライヒ保安本部の選択肢狭隘化とガス自動車「安楽死」作戦 —

はじめに

大規模なユダヤ人迫害事件「水晶の夜」の60周年記念を記念して、1998年11月9日から11日、リューベックで国際的シンポジウムが開催された。その一つのセッションのテーマは、「『まったく普通の人間』対『まったく普通のドイツ人』」である。いうまでもなく、このタイトルが示しているように、問題となるのは、ホロコーストの直接の執行部隊（ユダヤ人射殺部隊）、その部隊員たちをどのように特徴づけるかということである。前者がブラウニングの研究書メインタイトル¹、後者がゴールドハーゲンの著書のサブタイトルタイトルである²。この対立、いわゆるゴールドハーゲン論争を「水晶の夜」のユダヤ人迫害・ポグロムを対象に検証してみようというわけである。

ユダヤ人射殺部隊としての警察予備大隊に最初に着目し、研究にまとめたのはブラウニングである。ブラウニングの研究は、「机上の犯人」から直接の血塗られた「実行犯」に目を向けた点で画期的であり開拓的である。しかし、なぜ「まったく普通の人間」が、老人、婦女子を射殺する残虐行為を行い得たのかという難問には十分納得できるような説明を与えていない。「まったく普通の人間」(傍点強調は引用者、以下同様)を描くだけに、むしろ疑問は大きくなる。まったく普通の人間は大量射殺などと無関係だからである。

これに対して、同じ歴史対象を扱ったゴールドハーゲンは、「まったく普通のドイツ人」を問題にする。400年に渡るドイツ人特有のとりわけ強烈な反ユダヤ主義、ユダヤ人憎悪、排他的絶滅的な反ユダヤ主義なるものを持ち出して、残虐行為を説明しようとする。しかし、これまたすぐに無理な論理だと分かる。400年間、つねにドイツ人が世界に抜きんでてポグロムを行った事実はない。また 400年間、平時も戦時も問わずユダヤ人迫

害や殺戮に没頭していたわけではないからである。ホロコーストはまさに第二次世界大戦中の出来事であり、しかも、東方大帝国建設を旨とする独ソ戦とその展開過程において発生したことだった。その実態と構造を明らかにすることが、ゴールドハーゲン批判、ブラウニング批判となる。人種優劣理論、人種イデオロギーは民族帝国主義の正当化イデオロギー、正当化の観念体系・論理体系だった³。核心にあるのはドイツ民族至上主義、民族帝国主義であり、そのイデオロギー的武器の一つが反ユダヤ主義だった。ソ連、これを支配する「ユダヤ的ボルシェヴィズム」が今や東部戦線の闘いの相手だった。ゴールドハーゲンがというようなルター以来 400年の伝統のあるキリスト教的ユダヤ人憎悪が起動力ではなかった。ソ連とそれに結集する勢力の反ドイツ圧力・抵抗力がナチ・ドイツのユダヤ人政策を規定していく。弱い一般ユダヤ人大衆は、巨大な敵対的圧力のぶつかり合いの中でドイツ占領機構の踵の下に置かれた。

かつてヒトラーの絶滅命令をめぐる論争の中で、「機能主義」と「意図主義」とが対立した。しかし、そのような形式的二分法が歴史の現実を説明できるものではないことは、この十数年の論争と実証研究を通じて明白になった。もちろん、「機能」と「意図」という形式的二分法がその思考の形式性において、初発から不毛な思考形式であることはわかりきったことだった。論争の対立を際立たせるための便宜上の区分という側面もあった。ただ、その論争の過程でたくさんの事実が発掘され、明白にされたことが歴史理解を深める上で意義があった。今回のゴールドハーゲン論争も、焦点を直接の犯人に絞るこむことによって、これまでの歴史理解を深め立体化することに役立つ限りで、歴史的意義を持つだろう。

「まったく普通の人間」がユダヤ人大量射殺を行うことはありえないし、また「まったく普通のドイツ人」は、大量射殺に関係ない。「普通の人間」、「普通のドイツ人」がおかれた具体的な歴史的社会的条件の総体、

「普通の人間」、「普通のドイツ人」が巻き込まれていった諸関係のポテンシャルティ、敵対的諸勢力への鎮圧・抹殺行動の熱力学とでもいうべきもの、その本質的諸要因こそは、大量射殺を説明するものである。戦争、とりわけ第一次世界大戦とその帰結、それを踏まえた上で再度のヨーロッパ大戦の勃発、その拡大・世界化、そしてその破滅的展開、この実相こそがホロコーストの根本にある。ヘーゲルがいうように「真理は具体的である」とすれば、真実もまた具体的である。その意味で、ナチ体制下の「普通の人間」、「普通のドイツ人」の意識と態度がユダヤ人に対してどのようなものであったかはゴールドハーゲン論争を踏まえて今一度検証されなければならない。

この問題と関連しつつ、1997年夏、新しい論争点となったのは、ナチ体制下の歴史家の役割である。ヒトラー、ゲッベルス、シュトライチャーなど体制の政治的中枢からの反ユダヤ主義プロパガンダはいまさら言うまでもない。問題となったのは歴史学界の著名人たちのナチ体制へのイデオロギー的貢献であり、それが厳しい批判的となった。一つの政治体制は、その頂点から底辺にいたる指導者・支持者の膨大なピラミッド構造のなかで統治を行う。聖書の中の怪物からの類推で、海の怪物リヴァイアサンに対する陸の怪物ビヒモスとしてナチ体制を規定したのは、ノイマンの古典的名著である。全生活分野・全学問分野に体制派が存在し、そのような広大なさまざまなレヴェルの体制派が多様な強度で結集し、一個の巨大な主体的生命体・一大勢力となって、反対派、抵抗派、マイノリティを押し込みつつ、支配を行っている。今やその体制派ピラミッド構造における歴史家の役割が俎上に乗せられたということである。具体的にはテオドール・シーダー、ヴェルナー・コンツェといったナチズムの積極的活動家・支持者だった歴史研究者、そして戦後ドイツ歴史学界を代表した歴史家が俎上に乗せられている⁴。彼ら歴史学界の重鎮、著名人は、素人歴史家、市井

の歴史家ではない。たんなる「普通の人間」ではなく、またたんなる「普通のドイツ人」ではない。そのようなものとして批判的検討の対象となっている。歴史総体の中で、具体的諸個人が占めていた地位と役割、体制の「正統化の学問としての歴史学」が問題となっている。ブラウニングとゴールドハーゲンが対象とした警察予備大隊の隊員に関しても、その存在の具体性－体制機構の中での位置と状況－において見ていかなければならないだろう。

「絶滅命令」なるものに関して大切になるのは、この重大な政策決定の具体的条件を事実に即して解明することである。具体的条件とは、戦時下の敵対する諸個人・諸勢力と対峙している末端の人々の置かれた状況である。と同時にその状況での国家・党の頂点、国家機構の置かれた条件である。ブラウニングとゴールドハーゲンの両者に欠けているのは、その総体への視点、その相互関係への視点である。あるいは、ブラウニングとゴールドハーゲンは、射殺の直接現場の犯人に焦点を絞り込むことで、逆にホロコースト現象の説明不能に陥った。そして、かえって戦時下の人間を総体的に認識する必要性をあらためて世界に突きつけたといえるかもしれない。ここに提起された問題への一つの接近が本稿の意図するところである。

ヒトラーがヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅命令をいつ出したかという問題を考えるとき、一つのポイントとなるのは、ユダヤ人の東方移送の可能性が消失した時点であり、またその消失がどのような意味でだったのかということである。すでに別の機会に見たように、ソ連のユダヤ人の大量抹殺は、特別出動部隊アインザッツグループによって、独ソ戦の展開とともに41年8月中頃から急速に拡大していた。しかしそのことは、栗原説とは違って、8月15日以前の時点で「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅命令」をヒトラーが出した証拠とはならない⁵。その点を1節において、8月～9月の「事件通報・ソ連」を読み解くことで実証しておきたい。

41年8月から9月のソ連占領地の現実、ユダヤ人の移送を困難にするものだった。だが、そのことはただちに、ヒトラー、ヒムラーなどのユダヤ人東方移送政策の放棄を意味するものではなかった。その放棄は、ソ連占領地の苦境を全面的に認めてしまうことだった。また、それはだれもがすでにソ連現地の苦境を詳しく知っていることと同じだった。8月から9月の時点でそれはありえなかった。それを実証するのが「ヒトラーの希望」である。その点を第2節でみておこう。

しかし、「ヒトラーの希望」、ウッチ・ゲッターへの移送政策は、難問に直面した。これを第3節で見よう。ユダヤ人東方移送政策の可能性を追求しつつ、しかし現実にウッチ・ゲッターの問題にぶつかって選択していく方向、強行突破策が、ヘウムノ・ガス自動車作戦である。これまでの拙稿では、ミュンヘン現代史研究所でかつて調査したアイヒマン裁判証拠ドキュメント（検察側証拠資料になった文書）を利用していた。そのもとになったヒムラー文書を1998年夏、ベルリンの連邦文書館を訪れる機会を得て調査でき、確認できた。それは、ヒムラー個人参謀部（Persönlicher Stab Reichsführer SS）の文書綴り約4000冊の中にある⁶。なお、国際的には、すでに1995年冬号の『ホロコーストとジュノサイドの研究』誌に、ヴィッテが詳細な研究「ユダヤ人問題最終解決」に関する二つの決定—ウッチへの移送とヘウムノでの大量殺害」なる論文⁷を発表している。このこともミュンヘン現代史研究所における1998年夏の史料・文献調査の際に知った。これを参照しながら、以下で史料を見ていきたい。

1. アインザッツグルッペとソ連占領地の治安状態

— 抵抗・非統合状態と鎮圧ラディカル化の力学 —

ヒトラーがドイツ民族による東方大帝国建設の野望を胸に、民族・国家

の「フューラー」として発令したのは対ソ奇襲攻撃命令「バルバロッサ指令」であった。その根本戦略こそはすべての問題の解決策を方向づける。ヒトラーは、指令の発動、開戦の決定を行った。すなわち、ヒトラーはここにおいてユダヤ人絶滅政策を命令したわけではない。ソ連攻撃・占領政策に伴う相互に関連するたくさんの政策は、「バルバロッサ指令」実現のための個別分野の諸政策であり、軍・治安当局、4ヶ年計画庁、その他各担当部局の責任守備範囲である。軍が進撃していった後の占領地域の警察権をヒムラーに与え、治安確立の責任を41年7月半ば過ぎに彼に託したのもヒトラーである⁸。自らに託された任務と課題にしたがって、ヒムラー、ハイドリヒの指揮下にある親衛隊・警察機構、その特別部隊としてのインザッツグルッペはフル稼動することになる。その意味では、またその限りで、「すでにソ連占領地域では『最終解決』が始まっていた」⁹。

確かに、対ソ攻撃命令バルバロッサ発動に伴う国防軍＝正規軍大部隊の急進撃、これに対するソ連赤軍の抵抗の高まり、それを排撃しつつ侵攻するドイツ軍の背後に急速に拡大する占領地域、一時的に8000万人にも膨れ上がった占領地人口、その場と状況の力学 — 反ドイツ・反占領の物質的・社会的・精神的ベクトル群—の中で、ヒムラー・ハイドリヒのライヒ保安本部機構は、治安秩序を確立する絶対的必要性に直面していた。観念上の武器は、反ボルシェヴィズム＝反ユダヤ主義であり、人種主義の論理だった。実際に手にした物理的武器は、自動小銃など火器であった。4つのインザッツグルッペは、それぞれ1000人程度からなり、たとえば北方軍集団の後方地域鎮定にあたったインザッツグルッペAの場合、総数909名のうち、国家警察（公安警察）85名、刑事警察55名、秩序警察134名、武装親衛隊151名、親衛隊予備役126名、それに機動部隊に必要不可欠な自動車運転手185名などからなっていた。ボルシェヴィキの殲滅、ボルシェヴィキの源泉とみなし、あるいはボルシェヴィキと同一視したユダ

ヤ人大衆の殲滅は、スラヴ系民族からなる地域一般民衆の統合＝服属化の武器、占領統治の武器として、抵抗圧力に対応しつつラディカルになった。

ゲッベルスの41年8月19日の日記によれば、ヒトラーは、「この数日、ちょっと病気だった」。赤痢に感染したのだった。それは、「最近4週間の激昂と神経過労」が一つの要因であった。「軍事的困難は、われわれが予期していたより大規模だった」。この4週間は、「ひどく悪い」状態だった¹⁰。6月22日の奇襲攻撃開始からの一ヶ月間の夢のような快進撃とその後の一ヶ月とでは、事態は大きく変わり、すでに相当悪化していたのだ。41年8月中旬のヒムラーの現地視察は、この情勢悪化を踏まえてのことであろう。彼の視察以降、占領下ソ連ユダヤ人の抹殺は急進化し、老人、婦女子を含む無差別殺戮に突き進んでいった。それはライヒ保安本部に寄せられたアインザッツグルッペ、その他現地出先機関からの「事件通報・ソ連」が証明している。

ソ連占領地で急速に激化したユダヤ人虐殺をホロコースト史の中に適切に位置づけるためには、占領地におけるユダヤ人大量虐殺の担い手、すなわちライヒ保安本部の特別出動部隊アインザッツグルッペの行動原理を把握しておかなければならない。しかしそのこと自体を正面から取り上げるとなると大変な課題である¹¹。ここではアインザッツグルッペを一面的にユダヤ人虐殺部隊と位置づけることの問題性だけを、ライヒ保安本部局長会議の議事録を素材にして指摘しておきたい。すなわち、アインザッツグルッペは、ライヒ保安本部の機動部隊であり、占領地に特別任務で派遣・投入された行動部隊である。ライヒ保安本部はポーランド攻撃開始とともに成立した戦争機構の一つであり、その警察機構の中央統括の役所である。ライヒ保安本部の任務・課題は、国防軍が敵の軍事力を撃破した後を受けて、占領直後でおおむね未確立な混乱状態を早急に収束させ、抵抗分子、不穏分子を鎮圧しつつ占領地を平定することにある。また、抵抗分子、不穏分

子の源泉を排除することである。「ドイツの旧諸州をドイツの管区^{ガウ}に」¹²する前提条件を作り出すことにあり、また異民族の住む広大な東方占領地の民政統治を樹立することだった。

ソ連地域のアインザッツグルッペの行動を数の上での多さから、ユダヤ人殺戮に狂奔した部隊としか見ないとすれば、その基本的行動原理があいまいになる。そこで最初に、もっとも初期の、すなわちポーランド侵攻時を見ておこう。1939年9月7日のライヒ保安本部局長・アインザッツグルッペ隊長会議でハイドリヒが命じたことは、ポーランド国家機構・体制派の中核、「ポーランド指導層」の可能な限り徹底的な「無害化」とポーランド・ユダヤ人の排除であった¹³。

同じく9月21日のライヒ保安本部局長・アインザッツグルッペ隊長会議の主要テーマは、「ポーランド問題の解決」が任務であった。そこではユダヤ人をドイツ語地域以外へ、停戦ラインを超えて東側に移送することも課題の一つであった。しかし、それは「一年かけて」やることだった。むしろ緊急なことはポーランドの治安確立であった。そのために、ライヒ保安本部は、「指導層（ポーランド・インテリゲンツィア）と下層の労働者を別々に」扱うこととした。ポーランド指導者層のうち、占領地にいるのは「せいぜい3%」だった。しかし、この3%も「無害化し、強制収容所に入れなければならない」。ハイドリヒ長官は、アインザッツグルッペに、著名な指導者を「リストアップすること」を命じた。また、中間的指導者層、すなわち教師、聖職者、貴族、帰還将校などもリストアップ対象だった。そして、これら中間指導者層も逮捕することに決めた。実際にやったことは大量の射殺であった。ポーランド人の精神的なケアは、「西側出身のカトリック聖職者」によって行わせることにした。ただし、その場合もポーランド語で話すことは禁止するものとした。宗教を武器とする占領下一般民衆の精神的統合もライヒ保安本部の重要な課題だった。他方、「幼

雑なポーランド人」は、移動労働者として労働過程に編入するものとした。そして、漸次的にドイツ管区（ガウ）から、外国語管区（ガウ）に移住させるものとした¹⁴。編入・併合地域のドイツ化、ドイツ領土としての純粹化＝異民族の排除、民族的国民的「耕地整理」¹⁵、それによるドイツ帝国の強化が基本目標だった。ポーランド指導者層が、新生ポーランド共和国のナショナリズムを基盤とし、ドイツとソヴィエトの「第四次ポーランド分割」に敵対する主体的勢力であることはいうまでもない。ドイツ占領下におけるその政治勢力の除去・殲滅がアインザッツグルッペの課題であった。同時にまた、指導者を欠いたポーランド人一般労働者大衆をドイツ戦時経済に従順な労働力として組み込む治安上の体制を創出することが、ライヒ保安本部の任務であった。

41年7月末のソ連占領地をみてみよう。ドイツ東方大帝国建設の道は、ユダヤ人を最底辺におき、その上にスラヴ系諸民族を配して、頂点にドイツ民族が座る階層秩序的な地域的編成であった¹⁶。ライヒ保安本部は、最底辺に位置づけたマイノリティ＝ユダヤ人の各占領地における実態を、占領地治安秩序確立のために把握しておかなければならなかった。「事件通報・ソ連」は、たんなる「出来事」の通報ではない。進撃とともに直面するそのような現地実情の報告も重要な機能であった。7月末には、「白ロシア地域のユダヤ人問題」がまとめられた。この地域のユダヤ人は第一次大戦までは、小さな農村都市、その人口の80～90%がユダヤ人という小さな町々に分散して住んでいたが、第一次大戦後、比較的大きな都市に集まってきた。全体に共通することはつぎの点にあった。すなわち、ユダヤ人大衆の中で、「ごく一部のみ」が指導者層に属していた。ユダヤ人の圧倒的多数は「貧しく」、彼らは、小営業、家内工業、とりわけ小商業に従事していた。しかしユダヤ人の人口とキリスト教人口の比率を考えると、指導層の中に占めるユダヤ人割合が「異常に高い」のも事実だった¹⁷。

ツァーリズム時代と違ってソヴィエト時代にユダヤ人の一部が政治の舞台に華々しく登場した。このことは、反ボルシェヴィズムを反ユダヤ主義と結合する絶好の観念的武器となった。レーニン時代、ユダヤ人は「全人口の 1.77% だったが、共産党では 5.2%、その中央委員会では 25.7%、さらに政治局では 36.8%」だった。レーニン時代の最後には政治局に占めるユダヤ人の数は、「42.9%にも」なった。ユダヤ人人口密度の高い白ロシアでも、「この割合はそれに応じて高い」と実際の統計は示さず断言している。これに対し、ロシア人の間には、「目下は潜在的だとしても」、強い反ユダヤ主義の潮流があったし、現存している¹⁸と。

だが、41年7月末時点を特徴づけるのは、白ロシアのユダヤ人に関して、移送政策の構想が継続していたことである。この地域のユダヤ人問題の解決は、「戦争中には実行できない」。なぜなら、それは「ユダヤ人の数があまりにも多いので、他への移住によってしか達成されないからである」としていた。当面はユダヤ人評議会を創らせ、ユダヤ人の態度に責任を取らせるとした¹⁹。

「事件通報・ソ連」は、ソ連のことだけを通報しているのではない。独ソ戦という主戦場を中心に置きながらも、フランス、デンマークなど西ヨーロッパ占領地やスロヴァキア、バルカン半島などの占領地に関しても、その時々の「きわめて危険な」兆候²⁰を総括している。その文書化された極秘情報を知り得たのは、ライヒ保安本部のごく一部のエリートだけだった。「事件通報・ソ連」は厳密にナンバリングした数十部しか作成されなかった。その少数部数（たとえば41年8月9日の第47号は47部、8月16日の第54号は48部）のコピーのうち、筆頭の配布者は当然にも親衛隊最高指導者・ドイツ警察長官ヒムラーであり、第2は治安警察・親衛隊保安部長官ハイドリヒ、第3は秩序警察長官、そして第4－第10が、ライヒ保安本部の各局長、その他と各アインザッツグルッペ責任者、ナンバー第22がラ

イヒ保安本部第IV局B4ユダヤ人移送課長（アイヒマン）、最後のナンバー第39-47がライヒ保安本部第IV局の予備などとなっている²¹。すべてはライヒ保安本部内の頂点における情報である。

ヒムラー、ハイドリヒ、その他ライヒ保安本部の幹部たちは、そして彼らのみが、ソ連を始めとする全占領地の治安状態、その危険な兆候を毎日掌握していた。たとえば8月9日の47号に続いて、48号(10日)、49号(11日)、50号(12日)、51号(8月13日)、52号(14日)、53号(15日)、54号(16日)、55号(17日)、56号(18日)、57号(19日)、58号(20日)といった体制となっている。8月中旬以降、アインザッツグルッペが過激化した事実とその背後にある力学を把握するためには、まさにこの8月中旬から下旬、そして9月にかけての行動記録を検討しなければならない。詳細な各地の報告は毎号タイプ用紙10数ページから20数ページのボリュームになっている。毎号の内容には、「軍事的事件」の項目もある。治安部隊の活動は軍事作戦に連動し、軍隊の進撃度合いに対応した行動半径となるからである²²。結論的にいえば、単なるイデオロギー、ユダヤ人憎悪がアインザッツグルッペの行動を規定しているのではない。危険の増大、敵勢力の抵抗エネルギーは、必然的にライヒ保安本部機構の鎮圧の熱情・意志のポテンシャルリティを高め、武器を研ぎ澄ます。ライヒ保安本部の頂点に蓄積されたこのようなポテンシャルリティを末端の隊員たちは知り得ない。だが、出撃命令・抹殺命令の断固さとしては伝わってくる。また、日々の直接現場での身の危険を通じて、命令の必然性を感得するであろう。

第47号（8月9日）によれば、パルチザンによるセルビア警察の武装解除はその「異常に危険な」兆候だった²³。旧ポーランド-ロシア地域の「強盗団の襲撃は、減退しないで続いていた」。ブレスト-リトフスクで510人、ビアウィストクで296人を「処刑し」、1500人を「逮捕した」。コミニストの宣伝で収穫物の取り入れが脅かされている。ロヴノとルック

の間には 200人ほどの落下傘部隊が投下されたがほとんどを殲滅した²⁴。シトミールでは約 400人のユダヤ人を「片づけた」。ほとんどは「サボタージュ行為者、ないし政治活動家」だった²⁵。

50号（8月12日）によれば、ベルギーでは「 коммуニスト分子の策動」で、ガンの近くでデモが起き、120人ほどが参加した。デモ行進の最中、殴り合いの騒動になり、責任者と主要参加者を逮捕した。バルカンへの出口ウンターシュタイアーマルクでは、8月12日、「約20人の коммуニストによって警察署が占拠された。警察官一人と町長が射殺された」。8月10日、総督府のラドム地区にロシア飛行機がビラをバラ撒いた。同じ総督府で別の朝、死亡した落下傘兵を発見した。チェコ人と見えた。プラハの地図、2丁のピストル、2万マルク相当のドイツ、その他通貨を携帯していた²⁶。

ラトヴィア、エストニア地区に進駐したアインザッツグルッペAは、7月26日、27日、国防軍が敵の破壊大隊と遭遇して捕まえた260名を調べた。約40名が女性だった。210名を射殺した。大隊は大部分が戦争勃発直後に編成されたものだった。隊員は元民兵、労働者防衛隊、労働者義勇兵、新たに召集されたものなどからなっていた。召集されたものの「90%は коммуニスト組織のメンバーだった。特に信用できる人間でなければならなかったからだ」。敵の破壊大隊のメンバーには、「特徴的なことに、非常にたくさんのユダヤ人がいた」。これは事実か、イデオロギー的誇張か。いずれにしろ、破壊大隊に加わっていないような一般ユダヤ人大衆への殲滅ポテンシャルティを高める認識であることは事実だろう²⁷。ともあれ、その先を読むと、婦人たちは、看護婦、秘書として各部隊に配属されていた。彼らのごくわずかのものしか武器を掌中にしていなかった。男子隊員も部分的には武装が「本当に粗末」だった。衣類は「きわめて貧相」だった²⁸。

52号（8月14日）冒頭には、総督府の事件が報告されている。8月12日、ラドム地区で3人のポーランド人警察官と銃前工の青い服を着た4名の不審者との撃ち合い事件が発生した。警察官二人が重傷を負った。4人はヴァイクセル川を超えて逃亡した。犯人一人を射殺。この犯人は2丁のピストル、うち1丁はロシア製ピストルと銃弾 200発を携帯していた。4人のうち一人はロシア製ピストルを携帯していたこともあり、「ソヴィエトの落下傘兵ではないかと思われる」。シトミールに進駐本部を置くアインザッツグルッペCは、この号にウクライナの情勢を報告する。問題関心はその4つの柱に示されている。すなわち、1) ウクライナ地域のボルシェヴィキ化の進展度合い、2) ウクライナ人の民族感情の強さと指向性、3) 農業でボルシェヴィズムがどの程度のことを行ってきたかその実績、4) ウクライナ人にとっての宗教の意義である²⁹。治安体制確立、秩序確立の要点がこれらの諸点にあった。アインザッツグルッペについてユダヤ人殺戮のことしか知らないでは、その殺戮の意味合い（ドイツ支配体制樹立におけるその位置）さえも不明となるのである。

53号（8月15日）は、リガに進駐本部を置くアインザッツグルッペAが「北方軍集団の進軍のスピードダウン」を踏まえた活動状況を報告する。その政治情勢部分では、民政統治責任者・オストラント（バルト三国と白ロシア）担当ライヒスコミッサール、ローゼの着任（7月25日）とそのユダヤ人布告の問題性（ライヒ保安本部指揮下の治安警察との協力関係や治安警察の管轄権に言及していない）を注進する³⁰。7月31日に有名なユダヤ人問題最終解決に関する政策策定と諸官庁の調整をハイドリヒに託すゲーリング令がでていたが、まさに占領地の下部当局では民政当局と治安警察の管轄権さえもきちんと調整されてはいなかったのである。民族問題に関する報告では、ラトヴィアにおける「民衆的基礎での反ロシア気分の膨張」に着目し、住民が「コミュニストと移入ロシア人との区別をしてい

ない」点を特筆する³¹。これはドイツが活用できるものだからである。

54号（8月16日）はユーゴスラヴィア派遣ベルグラード駐屯アインザッツグループの報告として、ドイツ警察中尉と3人の警察官が拉致され、死体が見つかったことを知らせる。「コミュニスト側からのサボタージュ・暴力行為が増加し、規模の点でも大きくなっていること」を強調する。そして、「コミュニストの武装蜂起準備がすでに第二段階に入った」とみる³²。アイヒマンが外務省のユダヤ人課から、セルビアのユダヤ人をロシアないしは総督府へ移送するよう要請される（41年9月13日）背景には、このような治安状況があった。他方、その受け入れが不可能な事情は、今見ているようなソ連・ロシアと総督府に敵然として存在した。ドイツ国防軍はセルビア・ユダヤ人を直ちにその場で射殺した³³。

長期的占領統治体制を考えれば、教育問題にも目を向けなければならない。アインザッツグループAは54号で、リトアニアの学校教育の現状をまとめて報告する。ボルシェヴィキ時代に生徒や大学生が三つの非法団体（すなわち反ボルシェヴィキ組織）に組織されていたことをつかむ。また、住民全体の中で、「近年、相当大きな意識転換があった」とみる。比較的年上の世代は「スラブ民族」に傾斜し、部分的には「汎スラヴ主義」を抱くが、40歳以下の若い世代の目は、「ますます西側に向かっている」。学生層の「95%は反汎スラヴ主義」であり、「多かれ少なかれ汎ゲルマン主義に傾斜」しているとみる。とすれば、「ドイツによる単純な併合」は、熟慮しなければならないことになる。「ドイツ指導下の大帝国内におけるゲルマン系諸民族の同権」といった構想で統合するのがいいのではないかという³⁴。リトアニアのカトリック教会は、公的私的生活の「全分野で決定的影響力」を行使することができる教会である。ドイツ軍隊の進駐により、「赤色権力者のひどい圧迫とテロから解放された」ので、ドイツの諸措置を支持している。ユダヤ人問題に関して聖職者の態度は全般的に明確であ

り、司教は全聖職者に対しいかなる形でもユダヤ人を支援することを禁じた³⁵。こうした有利な条件を占領目的に使わない手はない。このような現地民衆統合の策を練りながら、敵対的勢力の鎮圧は毎日のごとく遂行する。あるコマンド（アインザッツグループは100人から160人からなるいくつかのコマンド、アインザッツコマンドに分けられている）は、7月22日から8月3日の間に1592人を処刑した。8月1日を見れば、254人のユダヤ人男子、42人のユダヤ人女性、二人のリトアニア人コミュニスト幹部、ある町に火をつけた元町長一人を処刑した³⁶。

56号（8月18日）によれば、バルカンへの中継地ケルンテンとクラインで「かなり大きな重武装のコミュニスト団」を見つかり、道を知っているスパイに案内させて襲撃し、8人を殺した。この「ならずものの指導者」は逮捕してみればユーゴスラヴィアの旧国境警察官だった³⁷。旧ロシア領ポーランド地域で、抵抗が激しくなった。8月5日から11日の間に、「2888人を処刑」した。レンベルクで619人、プレスト・リトフスクで1296人、ピアウィストクで373人などだった。逮捕者は5000人だった。ドイツ語、ポーランド語、ウクライナ語のビラ撒きが、「非常に増加」した。そのビラはポーランド人とウクライナ人にドイツへの抵抗、またドイツ軍隊に対しては脱走を呼びかけていた。ルック、ロヴノ、さらにはガリツィアからも落下傘部隊の潜入が伝えられた。散発的に銃撃戦になり、森の中への逃亡を計る潰乱したロシア人小部隊を「絶滅」した。秩序警察と国防軍は、多くの場所で広い森を体系的にしらみつぶしを行うには「弱すぎた」。当地域は「強盗団の襲撃」によって、いまなお平穏が脅かされていた。「コミュニストとユダヤ人はこれまで同様、活発」だった。ウクライナのコミュニスト労働者は扇動に乗ってコヴェル-ルック間の道路建設作業を放棄した。一ポーランド人によってリダの醸造所に火がつけられた。ドイツ側の宣伝が「欠如しているので」、噂の広がりかたは異常なほど

だった³⁸。

57号（8月19日）によれば、総督府ラドム地区にはまたしてもロシア飛行機がビラを投下し、ドイツ占領権力への抵抗をポーランド人に呼びかけた³⁹。旧ロシア領ポーランドでは、民衆の関心は東部戦線にあった。ドイツ国防軍最高司令部の報道は、「全体として信用されていない」。みんなロシア人が冬まで持ちこたえることを「希望」している。これまで同様、ロシア人がドイツの戦線を突破することに成功したとの噂が流れている。ポーランド語のロシア宣伝ビラが流布している⁴⁰。

57号のインザッツグループAの報告には、「対パルチザン闘争」がはじめて一つの独立項目として登場する。それだけパルチザン活動が成熟してきたということであろう。そのことを立証するように、治安警察コマンドは北方軍集団地域でさまざまなパルチザングループを確認した。1) レニングラード地区で編成されたパルチザンがある。逮捕者の尋問から、10の都市区がそれぞれ1000人の隊員からなる1連隊を編成するよう義務づけられたことが判明した。2) 破碎されたロシア赤軍から再編成されたパルチザンもあった。「多くの事例で」確認できたのは、打ち負かされた連隊の兵士たちに、司令官はパルチザンとして活動するよう命じていた。3) コミュニスト、特に政治委員と幹部によって結成されたパルチザンもあった。ドイツ軍侵攻時点でそれまでの住居を去ったものからなり、その一部は確信からパルチザン戦争を続け、またほかの一部はあえて帰宅しようとは思わないため、あるいは赤軍と何の連絡も取れないためだった。特にこのタイプのパルチザンは民間人から「あらゆる形態とやり方で支援され」ていた。ただ武装状態は、第1タイプ、第2タイプに比べれば、「これまで確認できた限りで不足がち」だった。4) ソヴィエト-ロシアの空軍によって投下された落下傘部隊によって編成されたパルチザンのタイプもあった。ただ、インザッツグループAが逮捕したのはオグレ北方で一グ

ループのみだった。5) ラトヴィアの海岸から忍び込んだパルチザン・グループも発見した。6) 特別に破壊部隊として編成された男女からなるグループも逮捕した。パルチザンとの闘争は、ロシア人住民が「ほとんど例外なく」パルチザンを援助しているため、「困難」だった。これは、「パルチザンの圧力によるもの」としばしばみなされているが、そうではなかった。その支援は、「まったく自発的」だった。しかも同じ人物がかつては「ボルシェヴィズムからの解放を感謝」して、国防軍当局にやってきた人物だったりした。アインザッツグルッペは、「最近」、民間人の中に情報提供者（すなわちドイツ側スパイ）を作り、パルチザン摘発に乗り出した⁴¹。ソヴィエト政権下でさまざまな不利益と迫害を被った層がその供給源だった。

58号（8月20日）によれば、フランス（パリ）で「 коммуニストのデモ」があった。ほとんど若者で、約60～80人が参加していた。デモ参加者は「 коммуニストの宣伝材料を配った」。内容は、「ドイツ占領権力への反乱」を呼びかけていた。フランス人警察が解散させようとし、国防軍のものも協力したが、抵抗された。その際、フランス人警官一人とドイツ国防軍の曹長一人が負傷した。デモの首謀者6人のうち、「4人はユダヤ人だった」。そのうち二人には、軍事法廷で死刑判決が下った。その判決はすでに執行された。デモは、「主としてユダヤ人の扇動によって引き起こされた」。もう一つのデモは、出発前にフランス人警察によって阻止された。この場合は事前に通報を得たので、デモ阻止のため、「予防措置を講じることができた」。破壊妨害行為により、ドイツ国防軍（とくに海軍空軍）の仕事をしている織物工場が焼けた。相当量の在庫品が消失した。3人が逃げ去るのが目撃された⁴²。ドイツ軍と占領軍に協力的なフランスの政治家への攻撃は急増していた。8月29日、ラヴァルとデアの二人の政治家は襲撃され負傷した⁴³。

総督府ラドム地区で二人のロシア人落下傘隊員を逮捕した。彼らは武器、爆薬、貨幣を所持していた。彼らはロシア人学生だった。尋問の結果によれば、キエフ近郊の飛行場から毎日50人ほどの落下傘部隊がガリツィア、ルック周辺地域、さらにはワルシャワに運ばれていた。キエフには第212落下傘旅団が駐屯し、それはそれぞれ3中隊から編成される3大隊から成っていた。総人員は1350人だった。7月にドイツ占領地域に約250人が投下された。一度に4人ないし12人が投下され、声を掛け合って集合・確認した。鉄道、道路、火薬庫、補給自動車隊を襲撃し、倉庫焼き討ちなどを行った。彼らはほとんどが自分の故郷の地域に投入された。そこに住んでいる親類、知人の支援を頼みにしていた⁴⁴。

この間、旧ロシア領ポーランド地域の治安状態は急速に悪化した。報復はラディカルになった。この地区担当のアインザッツコマンドZbVは、8月12日から15日の3日間で、4988人を処刑し、6000人を逮捕した。「ユダヤ人の扇動と攪乱工作はさらに増加した」。ピンスクでは都市民兵の歩哨兵一人が、「ユダヤ人によって」射殺された。ピンスク近くでは民兵に属するものが背後から射殺された。「そのため、4500人のユダヤ人を処刑した」⁴⁵。この「そのため」が、二人の民兵の射殺に対する報復か、背後から撃たれた一人の民兵に対する報復か、事件通報の文面からは判別できないが、いずれにしろ、一人か二人のドイツ側民兵が射殺された報復が、4500人のユダヤ人処刑だった。アインザッツグルッペの内面に蓄積された報復の熱情と危機意識が、この数字に表れている。ヒムラーは、ミンスクとバラノヴィツェ (Baranowicze) 視察旅行中の8月15日、ソ連占領地の婦女子、老人を含む全ユダヤ人の絶滅を命じた⁴⁶。

ノヴォ・ウクラインカ (Novo Ukrainka) に進駐本部を置いたアインザッツグルッペCは、「梳り」索敵作戦を続けた。NKWD (内務人民委員) で赤色民兵の指導者を見つけて処刑した。ある町ではコミュニストの学校教

師を、別の町ではほかの党員を処刑した。ベルディチュフ (Berditschew) の戦時捕虜収容所では、「コミュニストの疑いのあるユダヤ人9人を取り調べ、処刑」した。住民の約25%がユダヤ人の町ヤヌツポル (Januszpol) では、ユダヤ人婦人が日中、衣服をひきちぎるなど、「この数日、厚顔無恥で不遜な態度をとった」。彼らに課されたさまざまな制限に反発しての行為だった。これもアインザッツグループは看過できなかった。そこで「漸次的報復措置として、平穏状態が戻った後に到着したコマンドによって、さしあたり15人のユダヤ人男性を射殺した」。さらに報復措置は、「継続中である」⁴⁷。数日間報告を提出していなかったアインザッツグループは、この58号で、この間に「8000人のコミュニストとユダヤ人を片づけた」と報告した。そのうち、「アインザッツコマンド4 aだけで、4335人だ」と⁴⁸。

国防軍も正規軍としての国際軍事法規にしたがった態度を次第にかなぐり捨てる。ライヒ保安本部、アインザッツグループによる治安警察活動の課題と重要性に対する関心と理解が、国防軍の中に、「ますます大きくなった」。そのことは、「まさに処刑の場合に特に顕著に観察」できた。それだけではない。「国防軍自身が、治安警察的任務を助成しようと努力」するようになっていた⁴⁹。

ソ連ユダヤ人に対して、戦局の展開・治安状態の展開とともに、41年8月中旬以降、アインザッツグループによる殺戮が急進化していったことは、以上の「事件通報・ソ連」の膨大な報告のごく一部の紹介からだけでもわかる。またそこから、ヒムラー、ハイドリヒ、ライヒ保安本部、そしてアインザッツグループが、ヒトラー・ナチズムの思考原理にしたがって行動したこともわかる。そこではコミュニズム、ボルシェヴィズム、マルクス主義がユダヤ人の教えであり、源泉がユダヤ人であった。すなわち、ヒトラー・ヒムラー・ハイドリヒ、ナチズムの論理は諸悪をユダヤ人に「還元」する⁵⁰。そのように位置づけられ迫害されたユダヤ人はさまざまな抵

抗に加わった。だが、抵抗に参加しなかった一般ユダヤ人大衆まで報復の対象となっていった。体制の担い手ボルシェヴィキの殲滅とその源泉とされたユダヤ人の殲滅とは、抵抗とその撃滅の螺旋階段を通じて、戦局の展開の中で一体化していった。

2. ユダヤ人の東方移送 — 「フューラーの希望」 —

しかし、今まで見てきたソ連占領地でのユダヤ人殺害のラディカル化は、まだドイツのユダヤ人、プロテクトラートのユダヤ人、ドイツ占領下にあるポーランド・ユダヤ人、およびドイツ占領下にあるオランダ、ベルギー、フランスなど西ヨーロッパ諸国やスカンディナヴィアのユダヤ人、あるいはバルカン半島のユダヤ人を、すなわち一言で言えば「ヨーロッパ・ユダヤ人」を抹殺する政策意図と気運・条件がともに熟したことを意味しない。言葉そのものの意味での移送が、すなわち後に見るように「西から東へ」の東方移送の可能性が41年10月段階でもまだ実際に検討されていた。後の段階において、10月後半からの「早い冬」の到来、軍事的な「冬の危機」への突入以降、事態が変化する。「東方への移送」、「東方への移住」がユダヤ人をだます方便に転化していった。それと違って、10月半ばころまでは、ヒトラー、ヒムラーなど政策当局者の観念世界のなかに、ライヒやプロテクトラート（あるいは広く西ヨーロッパの）ユダヤ人移送の可能性は存在していたからである。この点をこの第2節で見ておきたい。

ソ連占領地における治安体制確立政策のラディカル化の最中、1941年9月18日、親衛隊ライヒ指導者・ドイツ警察長官ヒムラーは、ヴァルテラントのガウライター（州知事にあたる行政職）で、親衛隊グルッペンフューラー（軍隊の位でいえば中將）・グライザー宛てに一通の手紙を書いた⁵¹。それによれば、ヒトラー、すなわち「フューラーが、出来るだけ早く旧ラ

イヒとプロテクトラートを西から東にユダヤ人のいない地域とし、それらの地域をユダヤ人から解放したいと望んでおられる。そこで私は、出来るだけ今年中にも、旧ライヒとプロテクトラートのユダヤ人を、ひとまず第一段階として、2年前に新しくライヒのものとなった東部地域に移送するよう努力している。来年の春、さらにもっと東の方に移送するためである」と。

ヒトラーはポーランド攻撃を開始したとき、ユダヤ人移送問題を託していたハイドリヒに対して、一般的な形でドイツ語地域以外の「外国語地域へのユダヤ人移送」を承認していた。先に触れた1939年9月21日のライヒ保安本部局長会議で、長官ハイドリヒは、この移送政策が「フューラーによって承認された」と部下に伝達した。この時点でヒトラーは、全移送プロセスに一年ぐらいかけるものとしていた。そこで、ユダヤ人問題に関してハイドリヒが当面、3～4週間以内になすべきこととしたのは、ユダヤ人を都市のゲットーに集中することだった。それは、「コントロール可能性」と「後の移送可能性」をよくするためだった⁵²。事実、ゲットー化は強行された。しかし、帝国（ライヒ）編入地域から他地域への移送政策は、各種のプランが練られただけで実行できなかった。戦争の展開は、ポーランド人地区としての総督府への移送も、総督府からその他の地域への移送も許さなかった。マダガスカル計画までの「海外への移住」に代わる「東方への疎開」への転換、すなわち、ハイドリヒが認めるように「個々の疎開作戦開始は、軍事的展開に大きく依存していた」⁵³。

対ソ戦開始によって計画の前面に出てきた占領下のソ連地域への移送も、それが実際に可能となるのはソ連を屈服させた後のことである。逆に、対ソ戦準備はむしろライヒ地域から総督府への35万人のユダヤ人移送計画を放棄させた。シーラッハ（ウィーン）、ゲッベルス（ベルリン）、グライザー（ヴァルテガウ）のようなガウライター（大管区長）は、自分の管区

の政治統合にとって邪魔になるユダヤ人を排除するため、特別扱いを求めた。ユダヤ人人口の大きな大都市ウィーンやベルリン、プラハは、住宅不足が大きな問題となっていた。民族強化のためにバルト・ドイツ人などを連れてこようとしても、ふさわしい住宅が無かった。1940年12月のヒトラーの決定によって、戦時中のユダヤ人移送がおこなわれることになった⁵⁴。1941年2月にはウィーンのユダヤ人、それにライヒ編入地域のユダヤ人の総督府への移送がひとまず始まった。しかしはやくも3月には、対ソ戦役の準備が決定的局面を迎え、軍部からも総督府長官フランクからも移送反対が出た。総督府へのユダヤ人移送は「無期限に」停止となった⁵⁵。

ヒトラーは8月初旬、卓上談話で「相手を壊滅にいたらしめた戦闘」として第二次ポエニ戦争のカンナエ、普仏戦争のセダン、第一次大戦のタンネンベルクをあげ、「今やそれに、ポーランド、西部戦線、進行中の東部戦線」を付け加わるとした。彼は当時、電撃的進撃の「勝利の陶醉」から醒めていなかった。ドイツにとってのロシアをイギリスにとってのインドと同じものと位置づけた。そのロシアが「確実にわれわれのもの」だとした。そして、「ドイツ全土から60万のユダヤ人を始末する」と語った。移送計画＝希望は、彼の心中で継続していた⁵⁶。「2～3ヶ月でソ連を蹂躪せよ」という彼のバルバロッサ指令からしても、まだ電撃戦勝利を確信して戦争指導に当たっているヒトラーにしてみれば、圧伏後のソ連にユダヤ人の移送先などいくらでも見つかるというのがその思いだったであろう⁵⁷。西部戦線でフランスを圧伏した40年夏の「戦勝陶醉」状態でこそ、フランスからマダガスカル島を奪い、そこにユダヤ人数百万人を送り込もうといういわゆる「マダガスカル計画」(ユダヤ人移送計画)が前面に出た。それは対仏勝利後の講和条約案策定の過程でライヒ保安本部、外務省などで作成された。しかし、マダガスカル計画は、イギリスとフランス亡命政府の

徹底抗戦、イギリスの海上覇権と戦争継続で40年末から41年はじめには画餅に帰した。

さしあたり41年春から夏までの半年間は、ロシア圧伏後にユダヤ人を東方に移送するというヒトラーのガイドラインが有効だった。しかし、戦時体制下の民衆生活と対ソ攻撃への民衆統合の必要性は、国内のユダヤ人の一掃＝移送を求める圧力として働いた。すでに1940年8月中旬、ベルリンでは16万戸のアパートが不足していた。しかし、ベルリンにはユダヤ人のアパートが16000戸しかなかった。ところが、首都ベルリンへの空襲は激しくなった。41年5月末、ユダヤ人を追い出して940戸のアパートを「民族同胞」に与えた⁵⁸。ゲッベルスは、41年8月18日、ヒトラーと長時間、「内政、外交、軍事のすべての問題」を語り合った。実に多数の包括的な問題を議論したので、その「素描さえも困難」なほどだった。しかし、その無数の話題のなかから日記に書きつけたことは重大な意味を持つ。ヒトラーがゲッベルスから聞いたがったのは、「ベルリンの情勢であり、民衆の気分」であった。ゲッベルスは、「明確に、包み隠さず」報告した。「先週、危機的だったこと」についても黙っていなかった。「最悪のことを克服した」といえる状況だったからである。だが、語るに落ちた。8月中旬、ベルリンの人々の空気はかなり危機的だったのだ。危機の原因は、「民衆に東部における作戦について明確な像を与えることができない」からだった。それどころか、ヒトラーがゲッベルスに詳しく語ったところでは、「先週、しばしば非常に危機的だった」のだ⁵⁹。民衆に対しその危機について沈黙するとしても、明々白々な戦果が上がっていないことは民衆にもわかる。馬鈴薯や食用油脂の不足も、ベルリン民衆の「危機」的原因としてゲッベルスが認めざるをえなかった。軍事的には、「ふたたび」攻撃的成果をあげなければならない。だが同時に、民衆の目と気分はほかにそらさなければならない。誰のせいにするか。

翌8月19日、ゲッベルスはヒトラーにユダヤ人問題での積極策を求めた。彼の具申に応じ、ヒトラーはユダヤ人記章の導入を許可した。ゲッベルスの考えでは、この記章をすべてのユダヤ人に付けさせれば、「すぐにもわが町々の中心でユダヤ人を見かけないですむことが可能となる」はずだった。「目下のところ、ベルリンをユダヤ人がいない都市にすることは不可能」だとしても、ユダヤ人を公の場から追放することが、記章強制の第一の目的だった⁶⁰。他方で、ゲッベルスは労働力不足と食糧配給削減の問題も抱えていた。だから、公の場から追放したユダヤ人を「可及的速やかに労働過程に編入するか」、あるいは78000人のユダヤ人に対し、労働している23000人分だけの食料を配給するか、いずれを選ぶかユダヤ人共同体に「最後通牒を突きつける」つもりだった。ドイツ帝国の首都に78000人もユダヤ人が、そして「その大部分が寄生虫として、うろつきまわっている」のは、ゲッベルスにとって醜聞（スキャンダル）でしかなかった。この状況で、ヒトラーがゲッベルスに対して、ユダヤ人記章導入を許可しただけでなく、「東方出兵終結後ただちに、ベルリンからユダヤ人を東方に移送することができる」と約束した⁶¹のは、あまりにも当然だった。

電撃戦勝利に影がさしはじめれば、なおさらドイツ国民とプロテクトラートを始めとする占領地一般民衆の統合の武器は鍛えられなければならない。プロテクトラートがドイツ形勢不利を察知して不穏な情勢となったのは、1941年9月だった。だから、その徹底的鎮圧にハイドリヒを送り込んだ。ハイドリヒをプロテクトア代理に任命した。しかし、武力鎮圧は占領地統合の一つの手段にしかすぎない。1941年9月中旬、ナチ国家機構の上級・中級レヴェルのさまざまな当局が「同時に」ヒトラーとその周辺の狭いグループに対し、それぞれの当局が抱えている独自のさまざまな課題と動機から、しかし一様に、ユダヤ人移送の目標を「東部戦線終結以前に」達成するように要請した。それらの圧力が3月以来停止してきた移送

政策の「決定的な転換」を促した⁸²。

戦局の悪化で東部戦線終結さえも危ぶまれる状況になって、すなわち移送先がむしろますますなくなる状況下で、しかし、まだ秋から冬にかけてソヴィエトを圧伏する信念が生きている段階で、生け贄＝ユダヤ人を排除し押し出さなければならない要因がライヒと各占領地で蓄積してきたこと、これが「決定的転換」の内実だった。1941年9月15日～16日のイギリス空軍によるハンブルク空襲は、死者5人、負傷者50人と少なくとも、約600をホームレスにした⁸³。大都市空襲でホームレスになった人を住ませるために、追い出すべきはユダヤ人ということになる。「西から東に」ユダヤ人を梳っていく際に、プロテクトラート・ベーメン・メーレンを含むライヒ領域は、「住宅問題、その他の社会政策的必要性などの理由からだけでも前もって終了させなければならない」のだった⁸⁴。そこで、ハイドリヒのヴァンゼー会議（1942年1月20日）における発言によれば、「フューラーの許可を前もってもらった後、ユダヤ人の東方への疎開」が行われることになった。ただし、それは、「たんなる一時凌ぎ的な可能性」を追求したものともみられるべきものだった。しかし、この一時凌ぎ的な作戦のなかで、「来るべきユダヤ人問題最終解決にとって重要な意義を持つ実際的な経験がえられた」⁸⁵。

この一時凌ぎの移送政策こそは、ウッチ・ゲトローへの移送政策とそこから明るみに出た諸問題、そしてその窮余の解決策選択過程であった。すなわち、ウッチ・ゲトローに2万人ほどのユダヤ人を移送する（第一の重大決定）。しかし、その受け入れ条件はウッチゲトローに存在しない。そこで、ウッチ近郊のヘウムノに連れて行ってトラック（ガス・ヴァン）により「特別処理」する（12月初めに始まったガス自動車作戦、密閉荷台に一酸化炭素ガスを床下から注入して殺す作戦、すなわち第二の重大決定）というものである。戦局の展開、「冬の危機」、ヨーロッパ大戦の世界大戦

化で、この一時凌ぎの解決策は1942年春から、「最終解決」の基本方策となって全面展開することになった。

さてそこで、ヒトラーはヒムラーに41年の何月何日に「西から東へ」の移送希望を伝え、移送承認を行ったのか。「移送希望」の文書的証拠は、われわれが見たヒムラーのグライザー宛て書簡（9月18日付）である。ヒトラーのヒムラーへの希望表明はそれ以前の9月中頃になされたということになる⁶⁶。ヒムラーが現実的に考えたのは、書簡にあるように「第一段階」としてライヒの東の端までユダヤ人をかき集め、それから1942年の春、軍事的勝利によって可能になっているはずのソ連地域のいずれかだった。そして、ヒムラーの手紙は、最後に次のように言う。「ハイドリヒが、このユダヤ人移動を執行しなければなりませんので、貴方に、適切な機会を見て直接に、あるいはコッペを通じてお願いすることになるでしょう」と。その調整ルートを紛れないように文書で確定するため、手紙の末尾には、追伸の形式で、ハイドリヒとコッペにこの手紙の内容を「ご承知置き願う」ため、複写で送付する旨を書き加えている。つまり、明確にハイドリヒ、コッペにも同時に依頼・連絡したことを伝えている。「フューラーの希望」は単なる口頭ではなく文書の形で、また親衛隊ライヒ指導者・ドイツ警察長官ヒムラーの保証付き依頼形で、これら親衛隊幹部・ライヒ保安本部関係者に届いたわけである。

ヒムラーの文書による依頼は、きわめて速やかに処理されたようである。リッツマンシュタットを管轄する県知事に対し、ガウ責任者グライザーがヒムラーの依頼を伝えた。それを受けて県知事がゲッター当局に実状を問い合わせた。リッツマンシュタット・ゲッター管理当局者ヴェンツキ（Ventzki）が、受け入れ困難なゲッターの実状を訴える手紙、すなわち本文13ページ、付録統計資料11ページの長大な手紙を県知事（Regierungspräsident）宛てに出したのは、9月24日付だった⁶⁷。

県知事がゲッター管理当局の報告書（ヴェンツキ作成）を付してヒムラー宛ての手紙を出したのは、10月4日だった⁶⁸。だから、以下に見る詳しいゲッターの実情は、ヒムラーおよびそのスタッフが10月初めに知ったことだった。ヒムラーは、グライザー宛ての手紙にもあるように、追加的に送り込むことに「困難があること」くらいは承知の上である。しかし、ヒムラーがそれまでに入手していた情報からは、追加的移送は可能だった。その情報を覆すのが、県知事経由で届いたヴェンツキの実情報告だった。

ここで確認しておくべきことは、ユダヤ人を「西から東に」移送するというヒトラーの「希望」が直面した難問について、具体的にはウッチ・ゲッターの詳細な実状について、ヒムラーとそのスタッフが10月初めの時点ではじめて、はっきり認識することになったということである。ヒトラーの「絶滅命令」なるものの時点を確認していく上では、これが非常に重要となる。すなわち、まだこの時点までは、ヒトラーは移送の「希望」を現実的に可能なものとみなしていたはずだからである。いまだ消え去らない緒戦勝利の陶醉に冷や水を掛けるような下からの報告に、ヒムラーは激怒した。ヒムラーの「聞いているところでは」、リッツマンシュタット（ウッチ）ゲッターには、追加的収容可能性があった。それが事実でないなら、ヒムラーの得た情報はでたらめだったのか。でたらめの情報しかヒムラーの手にはいらなかったとすれば面目丸つぶれではないか。ヒムラーの得ていた情報に現実をあわせるか、現実の前にヒムラーが屈服するか。

ともあれ、ゲッター当局の手紙（内容上は報告書、かつ意見書）の主題は、「リッツマンシュタット・ゲッターへの2万人のユダヤ人と5000人のジプシーの割り当てに関して」となっている⁶⁹。この数字を見ると、すでにヒムラーが希望した6万人ではない。したがって、実務レベルで検討した結果、一週間くらいにリッツマンシュタット当局に対し具体的に受け入れを求めたのは、ユダヤ人2万人、ジプシー5000人だったことがわか

る。ヒムラー・サイドからすれば、「フューラーの希望」に応えるぎりぎりの線だったのだろう。ところが、ヒムラーの当初希望よりも少ないこの人数に対してさえ、受け入れが大変困難だ、受け入れ拒否、との答申が返ってきた。ウッチ・ゲッターは、今課題として突きつけられた旧ライヒやプロテクトラートからの新たな受け入れ以前に、パンク状態、極めて厳しい生存条件のもとに置かれていたからである。

3. ウッチ・ゲッターの実態 — 1941年9月ヴェンツキ報告の段階 —

ユダヤ人の「西から東へ」の移送が実現不可能だとわかるのは、ウッチ（この都市のドイツ占領下でのドイツ名がリッツマンシュタット）・ゲッターの実態に直面してからである。ウッチとはどこか。ドイツがポーランド攻撃後占領し、次いでドイツ帝国領土に編入した地域の最東端にある都市である。総督府のゲッターがウッチを含む編入地域からのユダヤ人を受け入れられないことは、すでに一年ほども前からわかっていた。「冬の危機」の時期には、白ロシアなどユダヤ人を送り込む候補地と考えられていた地域でも現地に受け入れる余地がなくなっていた⁷⁰。ライヒ東端の都市ウッチのユダヤ人ゲッターさえもが、もうこれ以上受け入れ不可能と判明した時点、これこそが問題である。

そして、その時点は同時に、ドイツ第三帝国に最初の手痛い打撃が加えられる「冬の危機」到来の時期である。軍事的事情、治安事情、経済的事情、ドイツ人、ポーランド人、ユダヤ人のそれぞれの事情、党・親衛隊・国家諸機関の権威・名誉をめぐる事情、その相互のせめぎ合い・ぶつかり合いと相乗作用が、ヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒの主体的選択を決定付ける。「機能」と「意図」との具体的政治＝戦争力学の場での融合である。今そのことを確認するために、ウッチ・ゲッター問題を扱うヒムラー

文書を丁寧に見ておこう。

ウッチ・ゲッターは、ヒムラーからの新たな要請を受ける前に、レスラウからユダヤ人2900名を受け入れなければならなかった。このレスラウからのユダヤ人受け入れに対してさえ、ゲッター管理当局者ヴェンツキは「強い危惧」をもっていた。しかし、その移送は実行に移されることになった。9月24日付け県知事宛て手紙の時点で、ヴェンツキは、ウッチに向かってレスラウを「数日中に出発することになっている」ものたちのために、緊急宿泊所を作ることに従事していた。この宿泊は、これまでにすでに存在していた諸困難をさらに厳しいものにしていった。なぜなら、ゲッターの南西部地区で、警察の監視をよくするために、都市計画の際に一連の家を取り壊してしまっていたからである。取り壊した家々には2000人のユダヤ人が住んでいた。したがって、新たに入ってくるレスラウ・ユダヤ人2900名と撤去家屋から排除された2000名と、あわせて約5000人のユダヤ人の転住、移住が、「縮小したゲッターの中で」行われなければならなかった⁷¹。ゲッター管理当局としては、なんとかこの問題を解決した後、ゲッターの「ものすごい経済的課題」に再び取り組むことが出来ると確信していた。

ところが、それどころではなかった。きわめて短期間にさらに2万人のユダヤ人を受け入れなければならない。それだけでなく、5000人もの「ジプシーさえも」受け入れなければならないということになった。この移送計画が本当に実行されるべきものなら、ヴェンツキは、「義務にしたがって」次のように言わなければならないとした。すなわち、ゲッター管理当局は、「秩序維持と治安維持の責任、これまでのユダヤ人自治の申し分ない機能を維持する責任、さらに国防軍の注文の順調な達成の責任」、これらを拒否すると。受け入れ拒否の理由として、とりわけ、ジプシーがはいつてくることを「最大の危険」と見ていた。さらに、ユダヤ人を「すし詰め

にすることから発生する危険」、伝染病などの危険についても強調した⁷²。

以上の受け入れ不可の結論的部分を冒頭にまとめ、それを説明するため、実に12ページに渡って詳細にゲットーの実状を述べている。そこから、ドイツ人のゲットー当局者ですら認めざるを得なかった厳しい状況を知ることが出来る。今その全部を紹介できないが、少し詳しく見ておこう。

(1) すし詰め状態の住宅事情

まずゲットーを作るに当たって、収容可能人員は16万人以下と見積もっていた。ゲットー建設直前に当初考えていた数字は多すぎると判明したからである。そして、この16万人のために、1940年5月1日、総面積4.13平方キロメートルが与えられた。しかしその地域は、警察の措置と建築上の措置で、0.22平方キロメートルだけ減らされた。その結果、ゲットー地区西部だけで、2000人のための居住空間が失われた。以上の結果、計算上は1平方キロメートルあたり、約4万1000人の人口密度となる。しかし、必ずしもそうはならなかった。というのは、ゲットーの北東部地区におよそ1.5平方キロメートルの更地が広がっているからだった。そのことを計算に入れ、1941年8月1日に確定された住民数14万4401人で割ると、一平方キロメートルあたり、実に5万9917人になるのであった。ユダヤ人長老会のデータによれば、この地区内に2000軒の家屋があり、部屋数は2万5000室であった。一部屋あたり5.8人である。収容数を考えるとき、部屋の大きさも問題となるが、平均8～12平方メートルで、「ドイツの普通の部屋とは比べ物にならない」小さなものだった⁷³。

すし詰め状態の上、レスラウ・ユダヤ人2900人に加えてさらに2万5000人となると、あわせて2万8000人になる。「遅かれ早かれ」、ライヒアウトバーンに投入されている労働者も帰ってくる。そうするとゲットーの小さな部屋に、それぞれ7人以上が入れられることになる。これに加えて、

「補足的にいうべきは」、リッツマンシュタット・ゲッターは、戦争以前に主としてユダヤ人だけが住んでいた地域も含んでいた。その建物は、「この民族の低い文化水準のもとで」、全般的に信じがたい状態にあった。何十年も修理などやってこなかったので非常に多くの荒廃した木造家屋があり、それらは「伝染病の担い手とみなしうる」ものだった。もしもひどい伝染病がゲッターで発生すべきでないとするれば、この木造家屋は、「いかなる事情があっても決して」これ以上過密にはしてはならないのだった。とすれば、「まだ何とか住める」状態の石造家屋に、場合によっては予期されるユダヤ人とジプシーを「何がなんでもぎっしり」詰め込むほか、仕方がないのだった⁷⁴。

(2) 労働力不足とゲッター住民の生活基盤としての軍需工場

ヴェンツキは、一応は、2万5000人受け入れの「第二の道」が残っていると可能性を指摘する。ただそれは、「大変な困難を克服して建設した」作業場や工場であり、それを大量宿泊用に転換することだった。

1940年4月、「ゲッターのなかにはさまざまな分野の専門家が約8000～10000人います」として、生計と生存のためにゲッター内の作業場や工場を生産軌道に乗せることを市長に提案したのは、ユダヤ人評議会であった⁷⁵。その作業場、工場のほとんどが「付録の統計表」(これが先述のように11ページもある)が示すように、国防軍のためのものだった。軍需関係だからこそ、存立が許されたということである。仮にこれらを大量宿泊用に転換した場合、2万1500平方メートルの居住空間が出来る。しかし、冬には(時は9月下旬、まさに冬が近づいているのだが)、燃料不足のため、天井の高い工場の建物の暖房が実現できるかどうか「まったく疑わしい」。陸軍最高司令部は、軍需工場の閉鎖には「きわめて確実に厳しい抗議をするであろう」。なぜなら、労働者不足で、ドイツ人企業家はゲッターで作

られていたものを追加的に製造することなど「まったく出来ない」からであった。さらに見落としてならないのは、「ゲットー住民の生活費の80%は、労働によってまかなわれていた」のである。ゲットー内の工場や作業場が実際にどのようなものを製造しているかといえば、馬具皮革製品、靴製造、金物製造、制服の繊維加工、毛皮製造などであった。この報告時点で国防軍関係からの注文が、各種製品を合わせて759万個あった。民間からの注文個数はこれに対し、38万個あまりだった。したがって国防軍と民間との注文の比率は、「まったく明確に一義的であり、ほぼ95%が国防軍のため」だった⁷⁶。

そしてこれら加工工程で、「目下、4万人のユダヤ人が」働いていた。ゲットー住民数は14万4000人あまりだから、家族その他が10万4000人あまりいたということになる。この段階では、まだ就労者と家族がゲットーの中でともに生活していたのである。労働者の能力はドイツ人労働者に劣るが、それでも「旧ライヒの労働配置数と同じ数だけ」労働者を代替できるという。なぜなら、8時間ではなく「10時間あるいはそれ以上」働かせるからであった。さらに、ゲットーに導入された出来高賃金制が業績を顕著に引き上げていた。戦争状態によって異常に緊迫したドイツ経済の負担軽減は、ゲットーによって相当に達成されたとヴェンツキは主張する。しかも、ゲットーに現存の利用可能工場空間は、労働配置の能力のあるユダヤ人を投入するには十分でない。取り壊しと決まっていた経営も、新しい製造場所にするため、また在庫品原料などの倉庫として、手入れする必要がある。一度は空き家になった工場にユダヤ人を入れたこともあった。しかし、彼らを他のユダヤ人家族といっしょに詰め込むことで、再度、工場用建物として確保した。軍需生産のためにこのようにありとあらゆる努力をしているというわけである⁷⁷。

しかも、1年半に渡って苦労しながら建設してきた工場、作業場を停止

すると、「ライヒに大変な金銭的負担をもたらす」ことにもなる。なぜなら、17万5000人の絶対不可欠の生活必需品を賄わなければならないからである。それは、ヴェンツキの計算では一日あたり12万2500ライヒスマルク、月額では367万5000ライヒスマルクに達する。その上、予定されているユダヤ人とジプシーに一日あたり2万1000ライヒスマルク、月額では65万マルク必要となる。さらに、400貨車以上の原料・半製品が国防軍や他の発注者に返却されなければならない。まさにユダヤ人の労働編入によってこそ、ゲットー内に静穏と治安がもたらされた。しかしユダヤ人の就業を停止すると、一年半前と同じ状態が発生する。すなわち当時は、路上で人々がうろろし、グループでたたずみ、政治談義をし、どのようにすれば闇取引、密輸によってドイツ帝国に害を与えることが出来ようかなどと考えを巡らしていたのである。ジプシーは、「周知のように性格的に犯罪傾向を本来持っており」、ユダヤ人を扇動するだろう。それがうまくいかなくても、鉄条網の中に押し込めたことへの復讐心から、ゲットー内に不穏状態をもたらすだろう⁷⁸。

これに続いてジプシーが放火する恐れ、ゲットー管理当局がユダヤ人を組織して創設した消防隊の無力など、延々と申し立てている。

(3) ゲットー内の最悪の保健衛生状態と飢餓寸前の食料状態

ゲットーの施設は、衛生上の観点からすれば、「みすぼらしい」。ゲットー内に編入された病院は、「あふれかえている」。追加的にユダヤ人長老会によって創設された病院は、「もっともプリミティブな」設備があるだけである。過剰人口でもしも「伝染病が発生すれば」、ゲットー住民が危険なだけではない。「都市も危険になる」。ゲットー当局が保険局に問い合わせたところ、ユダヤ人とジプシーが移入してくるなら、「いかなる責任も拒否する」と答えてきた。便所施設が不十分なこと、配水施設が欠如

していること、糞尿運搬車の不足といったことだけを見ても、「どれほどの危険があることか」。今までのもの以外に、糞尿投棄の溝を掘らなければならない。ところがこれは、これまで以上にドイツ人住宅地域を悪臭で汚染し、厄介なハエの発生源となる。これまでのところは、市とゲッターの保険局が1940年5月から「今日まで」、不衛生状態と闘ってきたおかげで、「発疹チフスなどの伝染病」を発生させなかった。しかしそれは「異常な手段の投入のもとにのみ」可能だった。およそ9000人の家内労働者が雇われている。彼らは主として私経済的な注文で仕事をしており、彼らの仕事場は、「同時に」彼らが就眠するところでもある。このような家内労働場所がさらに追加されれば、必然的に伝染性の病気の蔓延の危険は大きくなる。ゲッター管理当局の人間として、ヴェンツキは、できればただちにこの家内労働を禁止したいところだった。彼の経済的任務を「そうとう妨げかねない」からだった⁷⁹。

ユダヤ人共同体の食料供給は、1941年9月までのゲッターの「現状の住民数でも、異常に困難な問題」だった。さまざまな経済団体に対して定められた割当量は、「これまでいくつかの個別の事例においてだけ」完全に守られたに過ぎなかった。第二の付属資料は、パン、小麦粉、油、肉、ジャガイモ、野菜、ミルク、砂糖、人工蜂蜜、その他の品目ごとの配給割り当て量と実際の配給量との週ごとの統計表（1941年1月30日から8月31日まで）全7ページである。パンを一例に取れば、1月30日から2月5日の一週間に実際に配給されたのは、24万2712キログラムである。ゲッター閉鎖時点（1940年5月）の人口が16万400人、41年6月時点のユダヤ人長老会の調査時点で15万6402人、41年8月1日時点のゲシュタポ調査では14万4401人、40年5月から41年8月末までの死亡者が15031人、労働配置に出向いているものが3124人ということである。14万人から15万人の人口に対し、一週間に24万3000キロである。仮に人口を一番少なく14万人として

も、週平均で、一人当たり1736グラム、一日平均で248グラムとなる。ところが、2月6日から12日の週は、実際の配給量が23万9602キロ、次の週は、20万8202キロ、その次は20万7722キロと2月中だけでもどんどん減っている。3月になるともっとひどい。2月27日から3月5日で8万34キロ、3月6日から12日で6万2084キロである。ところが驚くことに、3月13日以降は、パンの配給は一切なくなる。3月に入ってパンをばっさり削除した代わりは、小麦粉である。5月時点で、小麦粉は労働ユダヤ人に一日あたり479グラム、非労働ユダヤ人には271グラムである。同じ5月時点で、労働ユダヤ人には油が一日あたり18グラム、非労働ユダヤ人には9グラム、肉が前者に60グラム、後者に32グラム、馬鈴薯は仕事に関係なく750グラム、野菜450グラムといった程度である。したがって、ヴェンツキは、「約3万人がゲットーに連れてこられる前に、ただちに州食料局に食糧配給の引き上げを承認してもらうだけでなく、実際に保証してもらうようにしなければならぬ」という。ヴェンツキの付けた統計資料の示すところは、州食料局が「承認した」割当量が、実際には支給されないことが常態だったのである。これから冬に向かってそのような措置が「考えられるのか、疑わしい」といわざるを得なかった⁸⁰。

(4) 輸送手段の隘路と燃料不足

ゲットー地区と一般都市区との中立地帯がゲットー内工場の資材搬入・製品搬出、ゲットーの食料その他必需品の搬入・搬出のための場所だったが、「実際上すでに負担過重」で、基本的にはすべての食料、燃料などをゲットーの駅を経由して運び込まなければならなかった。ところが、この駅が単線で車両入れ替えの可能性がなく、駅のレール上には40貨車しか置けない。しかも、線路の後ろが有刺鉄線で遮られているので、荷物の搬出は片側からしか出来ない。これまでのゲットー住民数でも、輸送設備の

キャパシティはすでにパンク状態である。他方では、駅からゲッターに運ぶ輸送力の点でも問題がある。輸送手段と場所がないため、これ以上の荷降ろしは出来ない。個々の配給所の供給用に使われているゲッター内のほとんどの荷車は、「馬が足りないので、ユダヤ人が引っ張っている」。従って輸送力の点では、ユダヤ人手持ち車両全部のキャパシティでも、「決して十分ではない」。もしも追加的に住民が増えるのなら、以上のことから、6点の「前提条件が作り出されなければならない」とした。すなわち、1. 食糧配給の引き上げと実際の保証、2. 輸送用中立地帯の拡大、3. 鉄道施設の拡張、4. 凍結期間に備え、冬用ストックのため倉庫の建造、5. 輸送手段の調達、6. 馬用飼料供給の保証⁸¹。

次に燃料問題であるが、ゲッターの石炭備蓄は、この報告時点まで、「可能ではなかった」。なぜなら、ドイツ人住民にもまだ冬用備蓄が配給されていなかったからである。そこで、「恐れるのは、今年の冬と同じ事情である」。実際、ヴェンツキが付けた付属統計表を見ると、ゲッター当局が州当局との間で認めた最低線の4週間あたり、ゲッター全体で石炭3000トンの配給量に対して、一貫して、供給実績が下回っている。41年1月30日から2月26日までの期間では、174トンの供給不足、2月27日から3月26日までの期間で約605トンの供給不足、3月27日から4月30日まで（これは5週間になるが割り当て承認トン数は同じ3000トン）の期間で2003トンの供給不足、5月1日から28日、2378トンの供給不足、5月29日から6月29日（5週間、3000トン）で、2282トン不足、6月30日から8月3日（5週間3000トン）で、2159トン不足、8月4日から31日で、2516トンの供給不足であった。つまり、最低限の配給量を一応は認めていても、実際には、ほとんど配給されなかったということである。夏の期間でさえ、このようにひどい実態だとすれば、来るべき冬がどうなるかは、ヴェンツキならずともはっきりしている。むしろ、「去年の冬と同じ」どころではな

いことは、41年2月～8月の実績が示すところである。

このような燃料不足の結果、ユダヤ人は床板、窓、ドア、一言でいって手に入る木材ならありとあらゆる物を暖房に使っていた。共同炊事場さえ、燃料不足で休止してしまったし、工場や作業場のかつかつの暖房は、労働者の罹病をもたらした。住民が、体のあちこちを凍えさせ、重傷を負ったこともしばしばだった。ゲッター管理当局は、燃料問題からだけでも「冬には反乱、ないし騒動が起きるのではないか」と危惧した。したがって、ゲッター当局は、1. 共同炊事場に十分な石炭を備蓄すること、2. 家屋暖房用石炭をかつかつでも供給すること、3. 台所に新しいボイラーを設置することが必要だとした⁸²。

(5) 建築資材の必要性、消毒の必要性、その他必要物資

ユダヤ人居住地区には、まだ建築中の粗削りの家もあった。もし、受け入れ作戦を実行するなら、ただちに完成させなければならない。また既存の家でも屋根裏が風化で住めなくなっているものが多いので、少なくとも急場のぎに修理しなければならない。工場の屋根覆いもかなり大規模に建て替えが必要である。ゲッター当局は、これらのために次のような資材を要求した。1. セメント、石灰、建築用木材、2. タール、ピッチ、屋根ふき用屋根紙、3. 必要な、また今後必要となる鉄の割り当て⁸³。

追加的なユダヤ人と「とりわけジブシー」が入ってくることになると、厳格な消毒規定が出されなければならない。そこでゲッター当局（ヴェンツキ）が必要としたのは、1. 糞尿投棄溝用に大量の塩化石灰、石炭タール蒸留液、2. 衣類用消毒施設の建設、3. 大規模浴場施設の建設であった⁸⁴。

ゲッター当局は、過去数ヶ月間、余儀なくユダヤ人に木靴や場合によっては衣類を用立ててやらなければならなかった。さらに、病院のマットの

交換は「絶対必要なこと」だった。掛け布団の供給もしなければならなかった。今度の追加ユダヤ人とジブシーについて、ゲッター当局が「恐れるのは、彼らが必要な衣類やベッド関係の品物を持参してくるとは到底予想できないこと」だった。従って、ごく短期間に最低限必要なものを調達しなければならないということだった。ところが、それが「今日では」きわめて難しいことだった。「これまで、ライヒ当局はゲッターに対し、あらゆる分野で挙げるに値するほどの割り当てを何も認めてこなかった」からである。

(6) ユダヤ人・ジブシーの分離の必要性和ゲッター管理体制の問題、 総括的「切り札」

ゲッター当局の見るところ、ユダヤ人とジブシーとは分離が必要だった。しかしそのことは、ゲッター管理当局に、「相当大きな行政作業」を生じさせることになる。ジブシーにも責任者を任命し、自治的な組織を作らせ、ユダヤ人長老会と同じように管理させなければならないが、ジブシーにそれが出来るかどうか分からない。ジブシーの場合、「最も厳しい警察的規制と監視によるしか」、うまくいかないのではないか。したがって、ジブシー用の特別区を決定し、完成する以前に、リッツマンシュタットにジブシーを連れてくることは、「絶対あってはならない」。ジブシー特別区を作るには、ヴェンツキの見積もりでは、「2～3ヶ月」必要だった。

以上、総括して、リッツマンシュタットのゲッターと都市に対して計画されている作戦は、「耐えられない」とした。しかも、「ひとつだけはっきりしていること」として、いわば切り札を出した。すなわち、「移入・移住によって、ゲッター管理当局の国防経済的任務が妨げられ、陸軍最高司令部によって決められた供給期限がどんなにしても守ることが出来なくなる」と⁸⁵。

陸軍最高司令部の軍事物資調達に問題が発生してもいいのか。せっかく確立している軍需生産システムが、たとえゲッター内の一部製品に関するものであっても、破壊されてもいいのか。ドイツ軍事経済の現実の圧力については別に本格的に見なければならぬ問題である。しかし労働力不足の問題一つとっても、安易なゲッター内生産システム攪乱を許容し得なかった。すでにヒトラーは1941年5月、戦時捕虜と外国人労働力のこれまで以上に大規模な利用を承認せざるをえなかった。軍はドイツ婦人の就業拡大や労働力の登録義務制を求めているほどだった。民間労働力に占める婦人労働力の割合は、1939年初夏からすでにイギリスやアメリカのそれをはるかに凌駕していた（1941年初夏では、ドイツ42.6%、イギリス33.2%、アメリカ26.6%）にもかかわらずである⁸⁶。ドイツ男子の大量動員はそのことを必然化していたのである。戦争長期化が必死化する中で、むしろ労働力不足は致命的になってくる。42年にはいつの労働配置総監ザウケルの任命は、その現実の厳しさの表現でしかなかった。ユダヤ人労働力といえども、無駄にはできないのが現実だった。

おわりに ヒムラー、ハイドリヒの強行突破策

— ライヒ保安本部の選択肢狭隘化とガス自動車「安楽死」作戦 —

ヴェンツキの報告書をつけて、ユーベルヘーアはヒムラーに手紙を書いた。彼は、ヴェンツキの報告のエッセンスを特筆し、「ゲッターの現在の構造では、伝染病や治安警察上の理由、さらにまた防衛経済的、食料政策的理由、その上また空間不足からも、これ以上のユダヤ人をリッツマンシュタット・ゲッターに受け入れることはできません」と申し立てた⁸⁷。ヒムラーの激怒とハイドリヒの強行策は別の機会にも触れたことがあるので、連邦文書館のドキュメントに基づく詳しい叙述はここでは省略しよう。

ドイツ国内、プロテクトラートの民衆統合のためには、黄色い星をつけたユダヤ人を実際に大衆の面前で鉄道駅に連行し、東に移送することを示さなければならなかった。空襲に驚愕し、家を焼きだされたドイツ人には住まいを提供しなければならない。具体的な成果によって大衆の政権への同意を調達しなければならなかった。しかし、送り込み先は、それを受け入れうる状態にはなかった。送り込むべき政治力学のベクトルは、ドイツ軍の停滞、戦果の少なさでますます強力になる。だが同じ軍事的、軍事経済的危機は、ウッチー・ゲッター、総督府、そして白ロシア、ウクライナなどの受入条件をむしろ狭隘化する。それは対ソ前線への動脈上で、あるいは動脈の結節点で危機要因が蓄積することを意味する。ウッチを含む新編入（併合）地域の民衆の統合、総督府のポーランド人一般民衆の統合、白ロシア、ウクライナの一般民衆の統合、これらもまた次第に困難になっているのである。つまり、受け入れ拒絶のベクトルもまた強大化する。これら二つのまさに真正面からぶつかり合うベクトル群の間に置かれたのが、ユダヤ人大衆である。

ヒルバークは1941年3月に総督府へのユダヤ人移送が停止した後、同年10月にライヒからの大量移送が始まるまでのこのような現実の諸要因・諸ベクトルをみない。その間に起きた事情変化、戦局の転換には一切触れない。そして、10月に始まった「移送の目的は、移住ではなくユダヤ人の絶滅であった」と決め付ける⁸⁸。だが、はじめからウッチに移送するユダヤ人とジプシーを抹殺する方針が決まっているのなら、「来春、さらに東方へ」などという必要はなく、ゲッター管理当局、市や州当局にしかるべき伝達の仕方があっただろう。また、「死の収容所の建設を待つあいだ」編入地域のゲッターに送り込んだのなら、ゲッター管理当局、市や州の当局との揉め事は起きなかったであろう。事実逆は、ウッチ・ゲッターの受け入れ困難な諸事情とそれを申し立てる市・州当局、それをバックアップ

する軍の経済担当部局の抗議に直面して、一方で移送を強行し、同時に他方でウッチ・ゲッターの軍需生産を何とか維持する打開策として、10月下旬から11月にかけて、ウッチ郊外ヘウムノでのガス自動車「安楽死」作戦が決定され、12月はじめから執行されたと見るべきだろう。すなわち9月下旬から10月中旬の揉め事、軋轢の力学を通じて、作戦が展開したと見るべきだろう。ゴールドハーゲンのような単純な「ユダヤ人憎悪」一般では、この間のヒムラー、ハイドリヒ、アイヒマンと州行政長官ユーベルヘーア（アイヒマンを親衛隊仲間内で耐え難い侮辱語「ジブシーの詐欺野郎(zigeunerhafter Pferdehändlermanier)」と罵倒)⁸⁹、ウッチ・ゲッター管理当局ヴェンツキ、国防軍軍需経済担当トーマス将軍などとの軋轢⁹⁰を説明することはできないことはいうまでもない。

41年9月末までにヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅計画が確定していたと考えるビュランは、アイヒマンが9月末までに「絶滅計画のことを完全に知っていたに違いない」という⁹¹。しかし、それはビュラン自身が掘り起こした事実と矛盾する。すなわち、ユーベルヘーア長官が10月9日の手紙で抗議したように、もう何日間か地元のゲシュタポがウッチ・ゲッターを4万人ほどの「労働ゲッター」と労働できないすべてのユダヤ人を詰め込む「扶養ゲッター」とに再編する仕事を行っていた。抹殺と決めているのなら、なぜそのような厄介な手間暇かかる再編成の仕事をするのか。現地当局ユーベルヘーアは工場がゲッターの中に散在していること、働けないユダヤ人全員をゲシュタポの準備する場所に収容することは不可能であることなどを理由に反対した。ビュランはこの再編成にアイヒマンが関与していたとする。事実、移送強行の場合の収容可能性を求めて仕事するのはアイヒマンだから、関与するのが当然である。とすれば、この時点ではまだウッチ・ゲッターに連行してきたユダヤ人の絶滅を決定していなかったとみるべきだろう「労働ゲッター」と「扶養ゲッター」への再編成策も現

地当局の反対にあい、したがって「扶養ゲッター」の建設ではなくてガス自動車作戦（すなわち絶滅策）を選択するに至るのが、10月中旬以降のことと見るべきだろう。

それではいつか。ウッチ・ゲッター問題に関するヒトラーの承認・決定は、現在の私の考えでは、文書証拠で見える限り、10月25日だった。ヒトラーは難問解決に貢献した人物、彼にとって気持ちのいい人間を食卓に招待している。独ソ戦開始直後の「戦勝の陶醉」段階、すなわち7月5日から記録されはじめたヒトラー卓上談話に、最初の「客」の名前が登場するのは10月13日であり、経済大臣フンクである。まさにヒトラーの疲労が蓄積しはじめる時期、さらには難問が山積しはじめる時期、「早い冬」の到来の時期である。この10月中旬から、1942年9月までの間、すなわち「冬の危機」、世界大戦化、そしてスターリングラード攻撃開始までの攻勢的段階⁹²の卓上談話にもっとも頻繁に登場するのがヒムラーである。この間にヒムラーは34回も客となっている。ついで回数が多いのがシュペーア軍需大臣だが、それでもわずか8回である。ヒトラー、ヒムラーのこの時期における政策的精神の一体関係が読み取れる。ついで5回がトット軍需大臣であり、シュペーアの前任者である。軍需生産拡大に寄せるヒトラーの期待、それに応えるトット、シュペーアの関係が見て取れる。同じく5回（42年1月4日昼食から6日夜食まで）がゼップ・ディートリヒ親衛隊第一機甲師団司令官である。「冬の危機」で国防軍將軍連が精神異常をきたすなか、勇猛果敢に戦ったゼップはヒトラーの気持ちを和ませるものだった⁹³。

さてウッチ・ゲッター問題のガス自動車「安楽死」作戦による解決、そしてここでの検討の対象ではないが総督府の「安楽死」抹殺作戦（ラインハルト・ハイドリヒの名前を取って、「ラインハルト作戦」と呼ばれる）との関連で重要なのは、ハイドリヒである。ヒムラーとハイドリヒが唯一、

いっしょに卓上談話の客となったのが、41年10月25日である。しかもその談話記録の冒頭、「国会で私はユダヤ人に予言した」と1939年1月30日の有名な国会演説を持ち出した。国会演説だけに公然たるものであり、周知のことである。それをわざわざここで引き合いに出した。速記者もいることだし、後世にヒトラーの貴重な言葉を残しておこうと記録されはじめた談話である。ヒトラーはだから用心深く言葉を選んでいる。国会演説の言葉つかいそのままではない。彼は、卓上談話では「戦争が不可避ならば、ユダヤ人はヨーロッパから消え去ることになる(verschwinden werde)」と語った。国会演説では、「ヨーロッパ内外で国際的ユダヤ民族が諸国民をもう一度世界戦争に引きずり込むことに成功したならば、その結果は地球のボルシェヴィキ化、したがって同時にユダヤ民族の勝利ではなくて、むしろ、ヨーロッパのユダヤ人種の絶滅(Vernichtung der jüdischen Rasse in Europa)であろう」⁹⁴と予言した。

1941年10月25日現在、まだ世界戦争は始まってはいない。世界戦争は12月8日(日本時間、7日が現地時間)の日本による真珠湾攻撃とドイツによる対米宣戦布告で始まる。世界戦争は始まっていないが、ヨーロッパ戦争はすでに2年以上となる。しかも、対ソ攻撃は順調に進んではいない。国会演説の大言壮語のように「ボルシェヴィキ化」否定を明確に打ち出せる状況にない。これまでの「戦争」を理由に、ユダヤ人のみを「消し去る」ことならば、本当のこととして語り得た。ヒトラーがハイドリヒの現状報告と提案を受けて、ライヒやプロテクトラートからのユダヤ人の「安楽死」抹殺作戦を承認したことをむしろ示すのは、談話では「消え去る」と間接的な自動詞表現を使っていることである。国会演説では「絶滅」という直接能動的表現を用いている。政治宣伝の脅迫用語は露骨で、それが実際に具体的抹殺作戦に転化した後で間接的となる。まさにユダヤ人抹殺を承認し、命令したことを示すのは、その正当化の理由付けにある。第一

次世界大戦、すなわち「世界戦争で、この犯罪人種は200万人の死者に責任があり、いまやふたたび何十万もの死者に責任がある」と。そして、「われわれがユダヤ民族を根絶しようとしているという恐怖が先走るなら、それは結構だ」と⁹⁵、ヒムラー、ハイドリヒに向かって語った。

¹ Christopher Browning, *Ordinary Men: Reserve Police Bataillon 101 and the Final Solution in Poland*, New York 1992; *Ganz normale Männer: das Reserve-Polizeibataillon 101 und die «Endlösung» in Polen*, Hamburg 1993. クリストファー・ブラウニング著谷喬夫訳『普通の人びと—ホロコーストと第101警察予備大隊』筑摩書房、1997年。

² Daniel Jonah Goldhagen, *Hitler's Willing Executioners: Ordinary Germans and the Holocaust*, New York 1996; *Hitlers willige Vollstrecker. Ganz gewöhnliche Deutsche und der Holocaust*, Mit Vorw. u. Einl., Berlin 1996.

³ この「民族帝国主義」の意味内容、構造については、拙稿「第三帝国の国家と経済—ヒトラーの思想構造にそくして—」遠藤輝明編『国家と経済—フランス・ディリジズムの研究』東京大学出版会、1982年を参照されたい。

⁴ Peter Schoettler (Hrsg.), *Geschichtsschreibung als Legitimationswissenschaft 1918-1945*, Frankfurt a. M. 1997. これは1997年夏、ベルリン比較社会史研究所 (Berliner Arbeitsstelle fuer vergleichende Gesellschaftsgeschichte) でユルゲン・コッカの司会で開催されたシンポジウムの記録である。H-Net における論争については、「ナチ期の歴史家—ヒトラーの自発的支援者か?」“Historiker in der NS-Zeit – Hitlers willige Helfer?” in: <http://hsozkult.geschichte.hu-berlin.de/beitrag/diskusio/nszeit.htm> を参照されたい。

⁵ 拙稿「独ソ戦の展開—世界大戦化とホロコーストの力学」『横浜市立大学紀要』社会科学系第1号、1998年3月、および同「ホロコーストのダイナミズム—「絶滅命令」に関する史料批判と史料発掘の意義」日本ドイツ学会『ドイツ研究』26号、1998年6月。

⁶ 1945年までのR(ライヒ)関係文書、ナチ党関係文書のコブレンツ、ポツダムから Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde への移転は完了したようで、研究者には大変便利になった。問題の文書は、NS19/2655の一冊に収められた一連のドキュメントである。既に以前書いたことではあるが、NS19は、かつて93年の半年

間コブレンツに滞在したとき、最初、検索は担当アルヒヴァールの管理する手書き・タイプうちのカードで行い、判読不能の部分、読みにくい部分があって大変苦勞した。また、探し出して利用した文書はオリジナルのものだった。オリジナルだけにヒムラー直筆のインクの色の鮮やかな命令書にも触れることが出来、歴史の直接現場体験とでもいう感触を味わうことが出来た。93年の半年間滞在中に、館内用検索書 (Findbuch) 2分冊が次々と完成した。それが1997年には、市販の検索書になっていた。Findbücher zu Beständen des Bundesarchivs, Bd. 5 7: Persönlicher Stab Reichsführer SS. Bestand NS 19, bearbeitet von Josef Henke, 2 Bde. Koblenz 1997. 今回、館内でのドキュメント利用に当たって申請を出すのは、コンピュータ端末からの入力だった。かつて整理が遅れていた部分がこの間にかえって一足飛びに進んだ利用システムに移行したようである。初めての経験に失敗は付き物で、NS 19 は端末入力で注文とばかり、どんだん入力して「最後に機能キー 2」を押して完了、と思い込んでいた。実は手違いで、その後一つ一つ応答があるプロセスを飛ばしてしまったようである。翌日何の注文にもなっていないことがわかり、改めて入力発注した。待ち時間は他のライヒ保安本部関係、ナチ党関係の文書を調査してすごしたが、予定は一日狂った。

⁷ Peter Witte, *Two Decisions Concerning the "Final Solution to the Jewish Question": Deportations to Lodz and Mass Murder in Chelmno, Holocaust and Genocide Studies*, Vol.9, No. 3, 1995, pp.318-345. ヴィットテは、旧ライヒ・プロテクトラートからウッチへの移送、それに続くヘウムノでの殺害と、ソ連ユダヤ人に対する殺害、およびポーランドユダヤ人に対する殺害(いわゆる「ラインハルト作戦」による殺戮)を区別し、後の二つの政策決定過程は、ウッチ問題とは別だとしている (p.337, Note 2)。筆者もそう考えるが、ウッチ問題とポーランド・ユダヤ人問題とは、共通の戦局転換(端的に言って「冬の危機」)が決定的要因として背後にあったとみている。

⁸ この点に関しては、さしあたり拙著『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941~1942』同文館、1994年を参照されたい。

⁹ Witte (1995), p.337, Note 2.

¹⁰ *Joseph Goebbels Tagebücher 1924 - 1945*, hrsg. v. Ralf Georg Reuth, vol.4: 1940 - 1942, München/Zürich 1992, S.1653.

¹¹ 最近の研究として、Ralf Ogorreck, *Die Einsatzgruppen und die "Genesis der Endlösung"*, Berlin 1996. 先駆的開拓的なものとして、Helmut Krausnick/Hans - Heinrich Wilhelm, *Die Truppe des Weltanschauungskrieges. Die Einsatzgruppen der Sicherheitspolizei und des SD 1938 - 1942*, Stuttgart 1981.

¹² Vermerk Amtschef und Einsatzgruppenleiterbesprechung 21. 9. 39,

Bundesarchiv (=BA) R 58 / 825.

¹³ Czesław Madajczyk, *Die Okkupationspolitik Nazideutschlands in Polen 1939 - 1945*, Berlin(O) 1987, S.20.

¹⁴ Vermerk Amtschef und Einsatzgruppenleiterbesprechung 21. 9. 39, Bundesarchiv(=BA) R 58 / 825.

¹⁵ Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Frankfurt a. M. 1972, S.273.

¹⁶ 前掲拙著を参照されたい。

¹⁷ Die Judenfrage im weissruthenischen Siedlungsraum, S.2f, in: R 58 / 215.

¹⁸ Ibid., S.4.

¹⁹ Ibid., S.5.

²⁰ Ereignismeldung UdSSR Nr.47, 9. Aug. 1941, S.1, in: R 58 / 215.

²¹ Ibid., S.24, Verteiler - Liste.

²² R 58 / 215, Bl.222 - 245, R58 / 216, Bl.4 - 109.

²³ Ereignismeldung UdSSR Nr.47, 9. Aug. 1941, S.1.

²⁴ Ibid., S.3.

²⁵ Ibid., S.12.

²⁶ Ibid., Nr.51, 13. Aug. 1941, S.1f., in: R 58 / 216.

²⁷ 逆に、戦後のソ連は、犠牲者としてのユダヤ人を特別に扱わなかった。たとえばラトヴィアのビケルニーキBikerniekiの森の記念碑には、「1941～1945年にドイツ・ファシスト占領者によって 46500人の平和的市民が残酷なやり方で殺された」とだけあり、その犠牲者の圧倒的多数がユダヤ人であったことには沈黙した。Bernhard Press, *Judenmord in Lettland 1941 - 1945*, Berlin 1995, S.41.

²⁸ Ereignismeldung UdSSR, Nr.51, 13. Aug. 1941, S.2f.

²⁹ Ibid., Nr.52, 14. Aug. 1941, S.4f..

³⁰ Ibid., Nr.53, 15. Aug. 1941, S.3f.

³¹ Ibid., S.7.

³² Ibid., Nr.54, 16. Aug. 1941, S.1f.

³³ Witte (1995) , p.321.

³⁴ Ereignismeldung UdSSR, Nr.54, 16. Aug. 1941, S.10f.

³⁵ Ibid., S.12, 14, 16.

³⁶ Ibid., S.17.

³⁷ Ibid., Nr.56, 18. Aug. 1941, S.1.

³⁸ Ibid., S.2.

- ³⁹ Ibid., Nr.57, 19. Aug. 1941, S.1.
- ⁴⁰ Ibid., S.2.
- ⁴¹ Ibid., S.3 –6.
- ⁴² Ibid., Nr.58, 20. Aug. 1941, S.1f.
- ⁴³ Philippe Burrin, *Hitler und die Juden. Die Entstehung für den Völkermord*, Frankfurt a. M. 1993, S.145. 佐川和茂・佐川愛子訳『ヒトラーとユダヤ人—悲劇の起源をめぐる—』三交社、1996年、178ページ。
- ⁴⁴ Ereignismeldung UdSSR, Nr.58, 20. Aug. 1941, S.2f.
- ⁴⁵ Ibid., S.5.
- ⁴⁶ Witte (1995) , p.322.
- ⁴⁷ Ereignismeldung UdSSR , Nr.58, 20. Aug. 1941, S.7f.
- ⁴⁸ Ibid., S.11.
- ⁴⁹ Ibid., S.12.
- ⁵⁰ ヒトラーの「民族主義世界観」(「わが闘争」のサブタイトル) の思想構造における「還元」の意味合いについては、前掲拙稿「第三帝国における国家と経済—ヒトラーの思想構造にそくして—」を参照されたい。
- ⁵¹ Schreiben Himmlers an Greiser, 18. 9. 1941, in: NS 19 / 2655.
- ⁵² Vermerk Amtschef und Einsatzgruppenleiterbesprechung 21. 9. 39, Bundesarchiv (=BA) R 58 / 825.
- ⁵³ Wannsee - Protokoll, in: Leon Poliakov / Josef Wulf, *Das Dritte Reich und die Juden*, München 1978, S.122.
- ⁵⁴ Witte. (1995) , p.323.
- ⁵⁵ Ibid., p.320.
- ⁵⁶ Adolf Hitler, *Monologe im Führerhauptquartier 1941 -1944. Die Aufzeichnungen Heinrich Heims*, hrsg. v. Werner Jochmann, Hamburg 1980, S.55. 邦訳『ヒトラーのテーブル・トーク 1941 -1944』(上) 吉田八峯訳、三交社、1994年、68ページ。
- ⁵⁷ 「穏健機能主義」を自称する研究者ブラウニングが、ヒトラーは「勝利の陶醉」でユダヤ人絶滅命令を出したとしている点を捉えて、ビルン女史が疑念を呈しているが、私と同じ見地である。Rezension Ruth - Bettina Birns, *Militärgeschichtliche Mitteilungen* (=MGM) 53(1994), S. 200f. ソ連ユダヤ人殺戮の急進化とそれ以外の地域のヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅政策とをブラウニングは混同している。そしてまた、彼は殺戮の急進的拡大と「ヒトラー絶滅命令」なるものを無媒介に直結させているのである。ビルンの場合、ブラウニングの主張するように、全ユダヤ人の大量抹殺への道の決定的な一步の具体化が1941年7月でありうると認め、仮に絶滅収容所の建設が同年10月だとしても、

それは必ずしもヒトラーの決断なるものについては何の証拠ともならないと。

⁵⁸ Witte (1995), p.323f.

⁵⁹ *Goebbels Tagebücher*, Bd. 4, S.1654.

⁶⁰ Ibid., S.1660.

⁶¹ Ibid., S.1660f.

⁶² Witte (1995), p.319.

⁶³ Ibid., p.324.

⁶⁴ Poliakov / Wulf (1978), S.123.

⁶⁵ Ibid., S.121.

⁶⁶ この点は歴史家が大体一致しているところである。Witte (1995), p.321; C. R. Browning, "Zur Genesis der 'Endlösung': Eine Antwort an Martin Broszat, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 29 (1981), S.104; Burrin, *Hitler und die Juden*, S.154.

⁶⁷ Bericht Ventzkis an den Regierungspäsidenten, 24. Sept. 1941, in: NS 19 / 2655.

⁶⁸ Schreiben des Regierungspräsidenten an Himmler, 4. Oktober 1941, in: Ibid.

⁶⁹ Bericht Ventzkis.

⁷⁰ Christian Gerlach, Failure of Plans for an SS Extermination Camp in Mogilév, Belorussia, *Holocaust and Genocide Studies*, Vol.11, No.1, 1997, pp.60 - 78.

⁷¹ Bericht Ventzkis, S.1.

⁷² Ibid., S.1f.

⁷³ Ibid., S.2f.

⁷⁴ Ibid., S.3f.

⁷⁵ "*Unser einziger Weg ist Arbeit*": *das Getto in Lodz 1940-1944*, Red. Hanno Loewy u. Gerhard Schoenberner, Wien 1990, S.112.

⁷⁶ Bericht Ventzkis, S.4f.

⁷⁷ Ibid., S. 5f.

⁷⁸ Ibid., S. 6f.

⁷⁹ Ibid., S. 8f.

⁸⁰ Ibid., S. 9.

⁸¹ Ibid., S. 9f.

⁸² Ibid., S. 10f.

⁸³ Ibid., S. 11.

⁸⁴ Ibid., S. 11f.

⁸⁵ Ibid., S. 12f.

⁸⁶ Richard J. Overy, *War and Economy in the Third Reich*, Oxford 1994, p.303f.

⁸⁷ Schreiben Uebelhoers, 4. Oktober 1941, in: NS 19 /2655. ヒルバークは、ウッチ・ゲッターをめぐる揉め事を最初に膨大な史料群から見つけた。Raul Hilberg, *Die Vernichtung der europäischen Juden*, Frankfurt a. M. 1990, S.221f. 望田幸男・原田一美・井上茂子訳「ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅」柏書房、1997年、(上) 162-163ページ。その邦訳では「ユーベルヘーアはこのヴェンツキ書簡にいくつかの下線を引いてヒムラーに送った」となっている(163ページ)。「重要なところに下線を引いておいたので読んでください」ということになる。それならなおさらヒムラーは激怒しただろう。しかし、ドイツ連邦文書館のオリジナル文書を見る限り、ヒムラー個人参謀部に送られたヴェンツキ報告書に「下線」は引かれていない。正確には、「ユーベルヘーアはこのヴェンツキ報告に付した添え書きの中で、ヴェンツキの結論のいくつかを強調した (unterstrich)」と訳すべきではないかと思われる。

⁸⁸ Hilberg (1990), S. 221f. 邦訳 (上) 162~163 ページ。

⁸⁹ Burrin (1993), S. 147. 邦訳、180ページ。

⁹⁰ 前掲拙稿「独ソ戦の展開・世界大戦化とホロコーストの力学」を参照されたい。

⁹¹ Burrin (1993), S. 147. 邦訳、180ページ。

⁹² スターリングラードの激戦中、敗北の時期は卓上談話がない。それが再開されるのは最後の大決戦クルスク攻防戦の時期(記録再開は1943年6月13日)であるが、6月わずか数回のみ、さらに飛んで、1944年3月から11月末までに数回のみ記録があるにすぎない。記録にとどめるほどの高揚した談話をなしうるのは、全体的に見て「攻勢的」と観念される段階においてのみということだろう。Hitler, *Monologe*, 前掲邦訳「ヒトラーのテーブルトーク」参照。

⁹³ Ibid., S. 168ff. 同上 (上) 246ページ以下。

⁹⁴ Max Domarus, *Hitler: Reden 1932 bis 1945*, Leonberg 1973, S. 1058.

⁹⁵ Hitler, *Monologe*, S.106, 前掲邦訳「ヒトラーのテーブルトーク」(上)、145ページ。ただし、本文中の翻訳は引用者による。

【付記】本稿執筆にあたって、1998年度横浜市立大学短期海外研修費の助成を受けた。

横浜市立大学学術研究会則

- 第一条 本会は、横浜市立大学学術研究会と称する。
- 第二条 本会は、社会科学・人文科学および自然科学についての会員の各部門研究並びに総合研究およびその発表の達成、機関誌「横浜市立大学論叢」の発行、その他各種の研究ならびに発表の行事を行うことを目的とする。
- 第三条 本会の事務所は、横浜市金沢区瀬戸二番二号横浜市立大学研究室内に置く。
- 第四条 本会は左の会員をもって組織する。
- 一 普通会員 本学商学部・国際文化学部・理学部・医学部進学課程学生・大学院経済学研究所・経営学研究所・総合理学研究所・国際文化研究所
 - 二 卒業生会員 本学卒業生並びに横浜市立経済専門学校卒業生
 - 三 特別会員 本学学長・商学部・国際文化学部・理学部・経済学研究所・木原生物学研究所・総合理学研究所の教授・助教・専任講師および助手
 - 四 賛助会員 本会の事業を賛助する者
- 名譽教授、退職教員、非常勤講師等については賛助会員に準ずる。
- 第五条 本会に左の機関を設ける。
- 一 総会
 - 二 評議員会
 - 三 委員会
 - 四 副会長
 - 五 学部長
 - 六 評議員
 - 七 商学部・国際文化学部
- 理学部・経済研究所・木原生物学研究所・総合理学研究所の教授・助教・専任講師および助手
- 四 委員長 委員会において互選する。
- 五 委員 委員十五名（各学部四名、経済研究所一名、木原生物学研究所一名、総合理学研究所一名）
- 六 幹事 若干名 評議員会の決議を経て委嘱する。
- 七 委員および幹事の任期は各々一年とする。
- 七条 総会は、毎年一回開催する。但し、総会の議事は評議員会によつて替へることができる。
- 八条 本会会員は、次の如く会費を負担するものとする。
- 一 普通会員 年額二千元、入会に際して入会金として三千元
 - 二 卒業生会員 年額六千元
 - 三 特別会員 月額 教授一五〇〇円、助教一〇〇〇円、助手五〇〇円
 - 四 賛助会員 応分の寄付（年額一〇万円以上）
- 九条 本会会員は、本会における研究ならびに発表の行事に参与し、機関誌その他の刊行物の頒布を受ける。
- 第十条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。
- 第十一条 この会則を改正しようとするときは、評議員会において、評議員の三分の二以上の者が出席しその過半数の議決を経ることを要する。
- 付 則
- この会則は、平成九年四月一日から施行する。

横浜市立大学論叢 第四十九巻

社会科学系列 第一号

平成九年九月二十日 印刷
平成九年九月三十日 発行

横浜市立大学学術研究会

編集兼発行人 梅田 誠

発行人 横浜市立大学学術研究会

印刷所 株式会社 イー・ス

電話 〇四五（七六二）七四二二

THE BULLETIN OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

vol. XLIX Social Science No. 1

平成九年九月三十日
印刷
発行

Contents

Articles

Uncovering the Ambiguous:

Sarashina nikki as political discourse

ROBINSON, Kelli

Existence of a Competitive Equilibrium in Incomplete

Financial Markets

ZHANG, Jiale

The Deportation Policy of Jews and Difficulties in the

Lodz ghetto

NAGAMINE, Michiteru

A Study on the Deposit - taking business in the Context

of Civil Code §478

OSAWA, Masatoshi

Arts and Science Society of Yokohama City University